

大蔵委員會議録第十号

昭和三十年五月二十日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事内藤 友明君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事橋路 節雄君

理事春日 一幸君

有馬 英治君

遠藤 三郎君

中山 榮一君

前田房之助君

山本 勝市君

川野 芳満君

薄田 美綱君

石村 英雄君

木原津與志君

井上 良二君

田万 廣文君

町村 金五君

出席國務大臣

大蔵大臣

出席政府委員

大蔵事務官

(主計局長)

大蔵事務官

(主税局長)

大蔵事務官

(理財局長)

大蔵事務官

(管財局長)

大蔵事務官

(銀行局長)

國稅庁長官

委員外の出席者

大蔵事務官

(國稅庁次長)

専門員

専門員

専門員

第一類第五号

本日の會議に付した案件

公職會開會承認要求の件

連合審査會開會の件

連合審査會開會申入れの件

農業共済再保險特別會計の歳入不足をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第七号)

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に對して米麦を特別價格で売り渡したことに對し食糧管理特別會計に生ずる損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第八号)

漁船再保險特別會計における給付保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案(内閣提出第九号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

あへん特別會計法案(内閣提出第一一号)

所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

地方道路稅法案(内閣提出第三一号)

輸入品に對する内國消費稅の徵收等に關する法律案(内閣提出第三三号)

國稅徵收法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

砂糖消費稅法案(内閣提出第三五号)

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に對する國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

開拓者資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

○松原委員長 これより會議を開きます。

公職會開會承認要求の件についてお諮りいたします。當委員會に付託されてゐる歳入法案中の所得稅法の一部を改正する法律案、法人稅法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法等の一部を改正する法律案、地方道路稅法案、關稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、來たる二十七日公職會を開きたいと存じますが、これに關する議長に對する公職會開會承認要求の手續、さらに公職會開會に關する告示、公述人の選定等の手續などにつきましては、すべて委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 連合審査會開會の件についてお諮りいたします。社會労働委員會より、あへん特別會計法案について連合審査會の開會の申し入れがあり、また建設委員會より、地方道路稅法案について連合審査會開會の申し入れがあります。これをいずれも受諾して連合審査會を開くことに御異議ありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 地方行政委員會において審査中の地方道路稅法案について、當委員會より連合審査會開會を申し入れ、さらに地方行政委員會より、地方道路稅法案について、連合審査會開會の申し入れがあったときは、これを受諾することとし、できれば先ほど決定いたしました建設委員會との連合審査會とあわせて地方道路稅法案及び地方道路稅法案の兩法案について、三委員會の連合審査會を開會するよう取り計らいたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 連合審査會開會の日時は、委員長間の協議によつて決定いたしますが、大体來たる二十四日午前中に社會労働委員會と、同日午後地方行政委員會及び建設委員會との連合審査會を開く予定でございますので、あらかじめ御了承を願ひます。

○松原委員長 農業共済再保險特別會計の歳入不足をうめるための一般會計からの繰入金に關する法律案外十六法律案を一括議題として質議を續行いたします。横山利秋君。

○横山委員 これは委員長にお願いをいたしますが、委員長初め、本日は野黨側、特に社會黨側が非常にたくさん出席をして、大蔵大臣にお伺いをしようと思つておられますので、与黨側——自由黨の皆さんもさうではございませんが、よければ、非常に御出席が悪いので、至急御出席方を一つ手配をお願いしたいと思います。

大蔵大臣にお伺いをいたします。政府が今次總選舉に當つて、大體稅制において重点を置いて公約されておりましたのは、いろいろございしますが、これを要約いたしますならば、中小企業に對して輕減措置をとること、低額所得者に對して稅の輕減をすること、同時にまた複雑多岐なる稅制をこの際根本的に改革すること、この三點にあらうかと思つております。しかしながらこの三點——今日提案をされております諸般の稅制に關する法案を見てみますと、いずれも政府與黨の最も主張しておりました三點の片鱗も見えないことを私は遺憾といたし、主として大蔵大臣にお伺いをいたしたいと思つております。その第一は、中小企業に對する輕減措置について、いかに政府は今公約履行をしようとしておられるのか、その法案はどういうものがあるか、まずそれを大臣に伺ひます。

○一萬田国務大臣 お答え申し上げます。法人につきましては、これは一般法人と同じであります。四二%から四〇%、それから地方税であります。個人事業税の基礎控除を引き上げ、それから所得税の減税におきまして、低額所得者というものは別だろ、と思ひますが、中小企業はこういふ面から恩恵を受ける。なおこの中小企業につきましまして、単に税ばかりではなく、金融面からも相当処置すべき点があるかと考えております。

○横山委員 ただいま税関係については三つの点に集約をされたやうであります。第一にその法人税についてであります。法人税を四二%から四〇%にお下げになったことはよく承知をいたしております。しかしそれは、大法人にしてみても中小法人にしてみても一律に下げられたところであつて、何ら中小企業に對する税の軽減という目的を達しておらない。すでに二月総選挙に際して、全国事業税反対協議会なる大きな中小企業の団体に対して、政府並びに与党から正式に、大企業に對する各種特典を大幅に制限する意図を持つておられるかといふ質問に對して、行き過ぎは認めるが、中小企業も特典を活用し恩恵を受けられよう、大企業の特典の多過ぎることは認めると回答をしておられるのです。今日大企業に對して、この法人税を中心として非常に特典があることは、すでに各方面において認めておるところであります。また政府においても、これまで認められたところであらうと思ひます。そういふふうに認めながら、何ゆゑ四二%を一律に四〇%にせられたのか、この点を重ねてお伺いをいたします。

○一萬田国務大臣 お答え申し上げます。いづれまた詳しい専門的なことは、政府委員から十分補足答弁をさせますが、これは私の考えでありますけれども、むろん規模が小さくあつても、法人に与へてある税法上のいろいろな特典はみな均等にすることだと思ひます。同時に中小企業の法人は、他面実質は個人企業であるが、個人を税の關係から法人の形態にしているといふやうなものは、實際上非常に多いだろ、と思ひます。こゝういふ面からみても、中小企業の法人は、実質的には相当税法上の優遇を受けたことになるといふふうにも考へて、さういふ均衡をいふか、関係も考慮しなくてはならぬ、こゝういふように考へて、今回は一般法人につきましまして一律に四二%を四〇%に下げ、こゝういふやうにしたわけでありませう。

○横山委員 私は今大臣に、抽象的な答弁を求めようとは思ひません。正式に、大法人に特典が多過ぎる、実効税率上においても明白になつておるやうに、御回答になつたやうに、大法人に特典が多過ぎるという事実を大臣はお認めになるかどうか、その点を重ねてお伺いします。

○一萬田国務大臣 多過ぎるかどうかという点、これはいろいろと幾つも条件があると思ひますから、政府委員から答弁をいたします。

○横山委員 おそらく金融専門の大臣としては、大法人と小法人との実効税率については、御研究が、率直なことを言つてまだお足りにならないのではなからうかと思ひます。この際ぜひとも認識を新たに、一律四〇%、一律二%を低減した方式といふものがいかに大きなあやまちを犯しておるかといふ点について、御理解を願わなければなりません。これは私も申すばかりでなく、すでに大蔵省において昨年御調査をなさつた結果が現われておるわけでありませう。きのういただきました資本金一億円以上の法人の繰入金額調といふものを見ましても、明らかになつておるやうに、その次の五百万円未満の法人の云々の状況と比較をいたしました。これは明らかになつておるやうであります。大蔵省の調査を別な資料からとつてみますと、小法人では、東京都内五百万円未満の七百三十六社を調べられた結果によりますと、四二%よりも低い利益を得られておるの、小法人ではわずかに二百五社ぐらゐしかありません。なぜかといふと、第一には、特典といふものが小法人にはほとんど影響がない。また第二には、複雑多岐であつて、これらの特典を利用すべき人件費その他について小法人ではやりやうがない。これに反して大法人の一億円以上の実効税率を調べてみますと、二十五年の上半期では三六%、下半期では三一・八%、二十六年に至ると三三・二%が上半期、下半期は三二・九%、二十七年は上半期が三二・一%、下半期は二八・二%、二十八年度二八・七%、二十九年度になりまして、二七・八%、二十九年度になりまして、二六・一%にまで実効税率が落ちておるのです。このやうなことは、単に法律上の面から見ても同様である、だから大法人も中小法人も同じやうに下げたといふ理屈では、絶対に中小法人なり中小企業者は納得するどころではありませう。すでにこの実効税率を調べられて、その特典が大法人に多過ぎること、党も、また政府も認めておられるところでありませう。に、何がゆゑに今日もまた一般的な形式上の二%を下げられたのか、そのゆゑをさらさら重ねて大臣にお伺いします。

○一萬田国務大臣 政府委員から詳しくお答えいたします。

○渡辺政府委員 よくいわれます実効税率の問題につきましましては、この間も横路委員に對して多少お答えいたしました。が、われわれかなり疑問を持つておりました。と申しますのは、現在よくいわれております、措置法なり法人税法なりによるいろいろな特典といわれ、ているものの中を見ても、金額的に一番大きいのは貸し倒れ準備金、退職手当準備金、価格変動準備金、この三つが一番大きなものでございませう。これらの準備金につきましましては、価格変動準備金は特別措置法に規定されておりましたが、退職の準備金と貸し倒れ準備金は法人税法の方の規定になつております。会計原則におきましても、やはりこゝういふ準備金を積んでおいて、一応その期、その期における突発的な上り下りといひます。利益の上下するやつは調整すべきだ、こゝういふやうな理論がございませう。価格変動準備金につきましましては、かつては税法の上には規定がございませうでしたが、一応取扱いの上でもつて、一割程度の評価減をするといふことは認めていたこともございませう。さういふやうな意味におきまして、いわゆる実効税率といふものは、さういふ準備金は、これはほんとにフェーヴァといふ考えに立ちましまして、準備金を積み立てない前の利益がほんとうの利益であつて、積み立てた後においての利益は、いわばフェーヴァを与へられた後の利益である。従つて積立金を積み立てない前の利益でもつて実際の税率を割つたのがほんとうの税率だといふたやうな意味の実効税率といふ言葉のように聞いております。しかしわれわれは、今言つたやうに会計原則的に、やはり認められておるある程度の準備金といふものは、特別のフェーヴァとして考へなくていいものじやないだらうかといふ点も一点考へております。しかしそれはそれとしまして、一応それでは、さういふいわば前の実効税率的な理論に立つて計算してみたらどうなるだらうといふ点を出しましたのが、そこに御提出申し上げました数字でございませう。二十八年度二月から二十九年度三月までをとつてみますと、一割一分くらいマイナスになるといふ数字が一応そこに出るわけがございませう。この中で、たとえば海水準備金とか特別修繕引当金といふのがございませうが、海水準備金といふのは電力会社が積み立てておるものでございませう。ある年においては非常に豊水である。これを豊水であるがゆゑに、すぐそこでもつて税金をかけてしまふ。さうすると海水の年には非常に赤字にならなければならぬがゆゑに赤字になる。さういふのが会社としても非常に困るからといふたやうな、ある意味に於ける利益の平準化の思想、それから特別修繕引当金といふものは、溶鉱炉の分でございませう。溶鉱炉は五年くらいいたしますと、れんがを全部巻かなくてはならぬ、その分について引当をしておるのであります。これはある意味においての一つの減価

か大きなあやまちを犯しておるかといふ点について、御理解を願わなければなりません。これは私も申すばかりでなく、すでに大蔵省において昨年御調査をなさつた結果が現われておるわけでありませう。きのういただきました資本金一億円以上の法人の繰入金額調といふものを見ましても、明らかになつておるやうに、その次の五百万円未満の法人の云々の状況と比較をいたしました。これは明らかになつておるやうであります。大蔵省の調査を別な資料からとつてみますと、小法人では、東京都内五百万円未満の七百三十六社を調べられた結果によりますと、四二%よりも低い利益を得られておるの、小法人ではわずかに二百五社ぐらゐしかありません。なぜかといふと、第一には、特典といふものが小法人にはほとんど影響がない。また第二には、複雑多岐であつて、これらの特典を利用すべき人件費その他について小法人ではやりやうがない。これに反して大法人の一億円以上の実効税率を調べてみますと、二十五年の上半期では三六%、下半期では三一・八%、二十六年に至ると三三・二%が上半期、下半期は三二・九%、二十七年は上半期が三二・一%、下半期は二八・二%、二十八年度二八・七%、二十九年度になりまして、二七・八%、二十九年度になりまして、二六・一%にまで実効税率が落ちておるのです。このやうなことは、単に法律上の面から見ても同様である、だから大法人も中小法人も同じやうに下げたといふ理屈では、絶対に中小法人なり中小企業者は納得するどころではありませう。すでにこの実効税率を調べられて、その特典が大法人に多過ぎること、党も、また政府も認めておられるところでありませう。に、何がゆゑに今日もまた一般的な形式上の二%を下げられたのか、そのゆゑをさらさら重ねて大臣にお伺いします。

○一萬田国務大臣 政府委員から詳しくお答えいたします。

○渡辺政府委員 よくいわれます実効税率の問題につきましましては、この間も横路委員に對して多少お答えいたしました。が、われわれかなり疑問を持つておりました。と申しますのは、現在よくいわれております、措置法なり法人税法なりによるいろいろな特典といわれ、ているものの中を見ても、金額的に一番大きいのは貸し倒れ準備金、退職手当準備金、価格変動準備金、この三つが一番大きなものでございませう。これらの準備金につきましましては、価格変動準備金は特別措置法に規定されておりましたが、退職の準備金と貸し倒れ準備金は法人税法の方の規定になつております。会計原則におきましても、やはりこゝういふ準備金を積んでおいて、一応その期、その期における突発的な上り下りといひます。利益の上下するやつは調整すべきだ、こゝういふやうな理論がございませう。価格変動準備金につきましましては、かつては税法の上には規定がございませうでしたが、一応取扱いの上でもつて、一割程度の評価減をするといふことは認めていたこともございませう。さういふやうな意味におきまして、いわゆる実効税率といふものは、さういふ準備金は、これはほんとにフェーヴァといふ考えに立ちましまして、準備金を積み立てない前の利益がほんとうの利益であつて、積み立てた後においての利益は、いわばフェーヴァを与へられた後の利益である。従つて積立金を積み立てない前の利益でもつて実際の税率を割つたのがほんとうの税率だといふたやうな意味の実効税率といふ言葉のように聞いております。しかしわれわれは、今言つたやうに会計原則的に、やはり認められておるある程度の準備金といふものは、特別のフェーヴァとして考へなくていいものじやないだらうかといふ点も一点考へております。しかしそれはそれとしまして、一応それでは、さういふいわば前の実効税率的な理論に立つて計算してみたらどうなるだらうといふ点を出しましたのが、そこに御提出申し上げました数字でございませう。二十八年度二月から二十九年度三月までをとつてみますと、一割一分くらいマイナスになるといふ数字が一応そこに出るわけがございませう。この中で、たとえば海水準備金とか特別修繕引当金といふのがございませうが、海水準備金といふのは電力会社が積み立てておるものでございませう。ある年においては非常に豊水である。これを豊水であるがゆゑに、すぐそこでもつて税金をかけてしまふ。さうすると海水の年には非常に赤字にならなければならぬがゆゑに赤字になる。さういふのが会社としても非常に困るからといふたやうな、ある意味に於ける利益の平準化の思想、それから特別修繕引当金といふものは、溶鉱炉の分でございませう。溶鉱炉は五年くらいいたしますと、れんがを全部巻かなくてはならぬ、その分について引当をしておるのであります。これはある意味においての一つの減価

償却的なものと考えられるものと考えております。しかしそういった意味におきまして、これはいずれも特殊なものでございまして一多になる。小法人はどうかという点について、これは私自分で税務署に行つてだぶひわくり回してみたいのですが、小法人におきまして、最近の利用状況はかなりふえてきております。これはこういう準備金の制度が最近非常に使いやすいというふうに漸次改められてきておるといことが一つの理由ではないかと思つております。価格変動準備金は、従前におきましては、時価の一割減まで価格変動準備金を積み立てることができ、こういう制度になつておりましたために、一々時価を評価しなければならぬ。大法人はそれができますが、小法人はできないというこのゆえに、今まで使いにくかつた。現在におきましては、時価または原価の一割減ということになつております。原価さえわかればとにかく積み立て得るというので、使いやすくなつておる。貸し倒れ準備金につきましても、これは非常に簡単でございまして、使い方もふえておりますし、限度一ぱいにお使いになれば、そこにありますように、大体大法人と似たり寄つたり。退職積立金につきましても、私は小法人は別の理由からなかなか積み立てにくい理由というものがあろうと思ひますが、価格変動と貸し倒れだけを使いましても相当率が変わつて参ります。どうもこの方が使いにくいという理由がよくわからないというふうに感じております。それと同時に、もう一つ御参考に申し上げておきたいと思ひますが、現在の法人税は

昔の法人税と違ひまして、法人自体についての担税能力といったところから問題が出てくるのじやなくて、いわば配当といふか、個人の所得税の取りだ、こういう考え方でできていて、これはシャープ税制以来であります。配当で二割五分控除しておるはその理由でございまして、その点を考へて参りますと、どうも大きな会社の場合におきまして、小さな所得の株主もございまして、それからいわゆる小法人、小法人とおつしやいます。これは個人の所得者に直してみますと、少くとも五十万以上、百万、二百万といった事業者が、いわゆる小法人といふ名前が出てくるわけでございます。そういうことを考へて参りますと、個人の事業者の負担も十分衡衡をとる必要がある。その意味におきまして、今度の税制改正におきましては、まずもつて個人の中小企業者を中心にして減税を行つていくべきじゃないか。それで先ほど大臣が申し上げたような意味の改正案を提出したわけでありまして、

○横山委員 そりういたしますと、政府が選挙に當つて天下に公約されました、中小企業の軽減措置については、法人税については行い得なかつた、こゝういふふうに理解してよろしゅうございませうか。

○一萬田國務大臣 さようでございます。

○横山委員 第二番目に、この中小企業に對して、このたびまた重ねて増税があるのです。それは言ふまでもなく揮発油税並びに地方道路税、この二つの税を中心にして、去年二千円上げましたものが、さらに本年二千円、わずか一年の間に四千円を上げる、こゝういふ提案が今政府からされておるわけでありまして、一体この二千円上げようとするのは、揮発油が安いからなせうとするのか。それとも政府の提案では三百三十二億といふのでありますが、その道路なり何なりを直そうとするか、ならざるのか、どちらにほんとうの目的があるのか、お伺いします。

○一萬田國務大臣 お答え申し上げます。これは両方と申しますか、揮発油の価格、それから地方に財源を与えて、そりうして道を作つていく、そりう考へ方でありまして、

○横山委員 一年間に四千円といふと、まず一キロリッター当りでも三割八分ですか、そのくらいの増税になる。今日減税の時代に、かくもべらぼうな増税をほかになさつたものがあつたやうか。何がゆゑにこれだけたくさん増税をなさうとされるのであつたやう。世間が一般に減税の時代だといつておる。政府もまた減税をするといつておる。減税をするといつたことを國民が一般常識的に考

えておりますのは、増税をしない、こゝういふように認識しておるはずでありませう。その一般的な認識を裏切つて、しかるに一年の間に二回にわたつて三割八分といふたくさん増税をするゆゑも、ひとつ納得のできるやうに大臣から御説明を願ひたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 ガソリンの税率にしても価格にしても、この程度の増税をしてもそりう他に比べて高いと考へていない。特にガソリン税を取りまして、これは御承知のように道路を大規模にやつていく、地方の団体から見れば非常にそのために財源が枯渇をする、苦しい財政に追い込まれる、こゝういふやうなことで、諸般の、今申し上げましたやうないろいろな条件を考へまして、今回二千円引き上げて四千円を地方に譲与する、こゝう考へたわけでありまして、

○横山委員 他と比較して揮発油が安いといふのは、大臣はどのような根拠でそれをおつしやるのか、何と比べておられるのか、お答え願ひたい。

○渡辺政府委員 一応これは比較の問題でありまして、これがどれだけの論拠を持つたかという点については御議論があると思つておりますが、各国の事例を見ても参りますと、たとえばイギリスにおきましては一キロリッター、一応これは税抜きの価格に對する税金の割合ですが十六割三分、フランスが十二割五分、ベルギーが十七割五分、西ドイツは一番高い方でございまして二十一割四分、イタリーは二十四割九分、日本でございまして五割二分といふのが現状でございまして、もちろん揮発油税といふものにつきましてどれだ

けの担税力を揮発油に認めるか、これはいろいろ議論があるのであります。が、何といたしましては道路をよくしようといふことが当面非常に要請されている。それで道路五カ年計画といふものができております。この道路五カ年計画に揮発油税の財源は繰り入れなければならぬ。それは国会で成立しました法律にそつたつておるわけでありまして、どうも裏づけであります地方の財源が十分にめぐらされてない。従つて揮発油の税収がふえればふえほど道路費用はふえますが、それだけに地方の財源はいよいよ足りなくなつてくるというのが現在の仕組になつておるから、これは地方財政が困つておる現状におきましては、ちよつと仕事ができません。そこで昨年上げました二千円に相当します部分、それに合せましてもう二千円だけやはり地方に財源を与えたい。どうしませんと、どうも道路五カ年計画はとうてい成立できないのではなにかといふ観点に立つて、今度の引き上げを提案してゐるわけでありまして、

〔委員長退席、横路委員長代理着席〕

○横山委員 これは私も驚いたものであります。が、他の物価と比較していろいろ、総合的に言つて日本の他の国内物価と比較してである。といふのはどの物価であらうかと私は頭の中で想像しておつたのであります。これ一つだけ取り上げて、外国の揮発油と比較して安いのか高いのかと、こゝ議論なさるのとはまことに意外のことと思ひます。いれんや二千円を二回にわたつて上げる、この二千円上げるによつて運賃なり、あるいは一般物価に影響する

ことをお考えなさらず、外国の揮発油と比較して安い高いということは、とうてい今日の議論とならないと思う。それはさておくといいたしまして、この揮発油税あわせて三百三十二億の算出の根拠となっております点について、先般も御質問しましたが、この際一つ大臣にお伺いしておきたいと思う。この根拠となつておりますのは、年間消費量が、先般の局長のお話ですと、一年の消費量が二百五十万キロリッターということでありました。ところがすでに消費者はもろろん、これに関連をいたしました各方面においては、本年度の消費量は二百六十八万キロリッターとして通産省、大蔵省の間の了解が立ち、この数字がはき出されていゝといふことは隠れもない事実であります。十八万キロリッターのサバを見て、それによつて見てみましても、二十四億の水増し財源がここに隠されていゝといふことは隠れもない事実であります。ふんまんにたえないところになつていゝわけでありまして、一体こゝろいゝことをどうしてなさるか、この揮発油が安いから上げるとか、あるいは道路が何とかいいまして、もつとこれは正確に、すなわちこの国会に審議をお求めになる必要があるのではないか、なぜそゝういふふうな水増しをここに盛つておられるのか、大蔵大臣の誠意のある御答弁をお伺いしたいと思う。

○一萬田国務大臣 そういふように大蔵省が了解を与へてゐることはないと申します。何も私は承知してゐるまい。○横山委員 おそらくそゝういふような御答弁であらうと思ひました。しかしながら、しからば翻つて考えてみますと、きのう政府からもらひました表を見てみますと、二十五年年度以降揮発油の消費量並びに揮発油税の予算額及び収入額を見ますと、二十九年年度と三十年年度の合計で、わずかに四千四百キロリットルしか増加がない、こゝろいゝことと、去年とことしでは揮発油の消費量が四千四百キロリットルだけしか増加しないといふことは、私どもが納得する数字であると思ひますか。一体本年上半期の外貨割当量がすでにきまつて新聞に載つておるわけでありまして、この中で、上半期において揮発油の消費量としてきまつた数字は幾らでありますか、何キロリットルでありますか、大臣は御承知でございませうか。

○渡辺政府委員 ちよつと事務的な数字になりますので、私からあらかじめ御答弁させていただきますと思ひます。現在横山さんの御比較になつてゐる御比較のようでございます。それでの増加量が非常に少いといふお話でございまして、実は二十九年年度におきましては、当委員会でもいろいろ御議論がありまして、揮発油税の徴収の猶予期間を実は半月短縮いたしました。従ひまして、二十九年年度に入つております数字は、十二月分までございませんで、十二月半分実入は入つております。従ひまして、その点を一応計算を補正した上で比較していただくとすれば、現在やはりそこにある程度の増加が見込まれてゐることは御了解願へるものだといふふうに思つております。

○横山委員 それは理解をしておりませう。理解をしてなかつた少な過ぎる。少な過ぎるといふことは、ここに水増し量があるといふことになるわけですね。先ほど御質問いたしまして、これはこまかい数字でえらい恐縮であります。大臣よく聞いておいていただきたい。最後にあなたに、こゝろいゝわけだからこゝろいゝことになるわけですね。先ほど聞きました本年上半期の外貨割当に使用した揮発油の消費量は、幾らでありますか。

○渡辺政府委員 上半期の分につきましては、御承知のように現在には相当原油でもつて入つてきておりました。その油で国内で精製しまして揮発油にするといふので、それから一応の揮発油の数量が算出できるはずでございます。が、今ちよつと手元に持つておりましたので、至急取り寄せたいと思ひます。

○横山委員 手元になければ、私の言ふ数字が間違つておたら訂正して下さい。二百二十六万キロリットルです。それを今度は計算をして行きます。しよ。二百二十六万キロリットル、かりに下半期と同じであつてもすでに二百五十二万キロリットルです。あなたの方の年間消費量の数字とびしやつと合うわけですね。しかし常識的に考えまして、今年は三割自動車が増えるだらうといわれておる。また年末年始の輸送が相当あるだらうといふことが勘定に上せられておるわけなんです。自衛隊やあるいはまた飛行機の揮発油の増加量もまた当然考えられる、また毎年毎年の外貨の割当を上半期と下半期と比べますと、当然下半期が多いのです。従つて政府自体が二百二十六万と定められ、そして下半期を想定した場合に、絶対二百五十といふばかげた数字は出るはずがございませう。しかも、もうこれ以上申し上げるのはいかにかと思はれるのでありますが、大蔵省と通産省と運輸省との合議の際に、大蔵省としても、税制の關係上これだけの数字に考慮してもらいたいといふことをいわれておるはずでございます。二百五十はその数字よりも少いのであります。かかるばかげたことをおやりになつて、そゝうして、だから二千四上げといふことは、絶対にこれは納得ができません。従つて大臣に、最後に一つこの問題についてお伺いをいたしますが、このやうな水増しをして、そゝうして簡単な計算だけでも二十四億、そのほか先般も言ひましたやうに、府県へ渡る金が、道路に使う金が警察費に渡つたり、いろいろな方面に渡つております金がございまして、私の知つてゐる県だけでも、五、六県でこの問題が県会で問題になりました。そゝういふことをさせておいて、二千四値上げだ。しかもその二千四値上げが実際には水増しを數十億も考へておるやうな、こゝろいゝやり方で、私どもはこれはあるいはだまされるかもしれない。しかし国民が知つておるのです。こゝろいゝやうなことではいかぬ。毎年々々年度当初の消費見込みとなるものと実績といふものはべらばやうもなく違つておる。予算額に比しましても、最後の決算とべらばやうもなく違つておる。揮発油税に關する限りは、政府の年度当初の引取数量、消費見込みと、それから予算額といふものは、絶対に決算の場合には非常な違いをしておる。従つてこゝろいゝ二百五十万キロリットルといつても、これは過去の実績もそゝうであります。これは理解のできないことになつておる。いつても揮発油税並びに譲手税については再検討をされて、納得のいく数字を率直に、一つ正直に出してもらつて、それで検討を私どもにも願はれるやうにしないで、この面税法案については、これは審議の対象にもならぬと、私はそゝう考へるのであります。大臣の誠意のある答弁を一つ重ねてお伺いします。

○一萬田国務大臣 お答えします。その数字につきましては、私は今お話のやうなことはないと思つております。なお、そゝういふ金の使途につきましては、いろいろ御注意もございましたので、十分注意をいたすことにいたします。

○横山委員 大臣にもう一面お尋ねいたします。そのやうなことはないと思ひますとおつしやいますけれども、今私がるるとお話ししたことは御理解なさいましたか、それについて再検討されましか、再検討されないか。

○一萬田国務大臣 数字のことでありまゝから、幾ら見てもよろしいのであります。が、今基礎になつておる数字は、これは正しい数字と私は確信をいたしております。

○横山委員 あまりにこれは誠意がなさ過ぎると思つてゐます。正しいと思ふならば、私が申し上げた点について、大臣はそれに対して、お前の言ひのは間違つておるといふ根拠を、大臣としては御承知でございませうか。今主税局長がお答えなさうとしておるのですけれども、主税局長が説明されておることについて、大臣としては間違つていないとおつしやるならばいざ知らず、まだ十分に御理解になつていな

いの、間違っていないということを
答弁なさるのはいかがかと思ひの
が、その点私の言つたことについて、
私が言つておることが間違つておるな
ら間違つておるとして、具体的に大臣
として御答弁をお願いしたい。

○一萬田國務大臣 大蔵省から出して
ある数字は間違つていないのでありま
す。その間違つていないことについ
て、主税局長から説明をいたさせま
す。

○渡辺政府委員 先ほど来御答弁申し
上げておりますように、運輸省などで
も二百六十八という数字を言つて
おることは、われわれは聞いておりま
す。ただ大蔵省としましては、大体二
百五十くらいで、これは主として外貨
の關係でございまして、何とか片づけ
ていきたいということを主張してあり
ました。まだ話がきまつておりませ
ん。従ひましてわれわれとしましては、
予算を組む場合におきましては、
一応大蔵省で主張している数字で大体
考へていかざるを得ないというのが現
状でございまして、それで、一言つけ加
へさせていただきたいと思ひますが、
現在の法律の建前で参りますと、ま
あまだきまつてないのだから、あるい
はそれよりふえるのじゃないか、こう
いうお話は当然あると思ひますが、も
し最後の決定でふえまして実績がふえ
て参りますと、そのふえた分だけは、こ
れは翌年度以降におきまして道路財源
に繰り入れなければならぬ、こういう
一応の建前になつております。従ひま
して、横山委員のお話でございまして、
たとへば二十億そこでもつて財源
があるじゃないか、それを地方の財源
に回せば、あえて揮発油税を上げなく

てもいいじゃないか、こういうふうな
御意見のように承るのでございませ
んが、現在の道路關係の法律の建前か
らいいますと、もしも二十五億そこに増
収があつたといふと、その増収
のあつた分は、今度は翌年度以降にお
きまして、地方の道路に使はなければ
ならぬ、こういう束縛がそこにあるわ
けでございまして、そうしますと、先ほ
ど申しましたように、地方におきまし
ては、その全部の裏づけができてお
りませんものでございまして、増収
があればあるほど地方財源が減つてく
る。従ひまして、道路の法律の全体の
建前をこうつと変へまして、それだけ
の増収がある場合には道路の事業はそ
れ以上ふやめ、従つてそれはむしろ
地方の財源に充てるのだ、こういうふ
うに法律全体の建前を組みかへますれ
ば、たとへば増収がありまして、お
話のような点は解決すると思ひま
すが、現在の道路關係の法律の建前か
らいいますと、増収があればあつた
けの費用がふえるのであります。従
ひまして、裏づけとしての地方の道路
費用はいよいよもつて財政的には減つ
てくる。こういう建前になつておりま
すから、その考え方が一応あのまま
である限りにおきましては、やはり地
方の財源を見るというときには、増収
問題とは別個にどうしても考へなけれ
ばならぬのじゃないか、こういう考へ
方に立つておるわけでございます。

○横山委員 道路が悪くて金が要ると
いうことは、わからぬはずがない。
しかしながらあなたの御答弁は、その
反面において、一年間に四千円も上げ
られる。関連業者あるいは間接的な影
響を受ける国民の生活ということにつ
いては、懸念をお考へになつていない
ようであります。その点を二回目のこ
の二千円値上げについては重点を置い
て考へるべきではありませんか。それ
について考へもなさらずに、ただ道路
ということでは理解ができればいいと
ころであります。それはさておきまし
て、地方譲与税、揮発油税を年間四千
円も上げる。この税金については、先
ほど指摘いたしましたような水増しも
ございまして、この際ぜひとも数字の上
においても、内容の点についても、い
ま一度再検討していただくように一つ
私は要望しておきたいと思ひます。

時間でございますから次に移りま
す。第二番目の低額所得者の税の軽減
の問題については、自由党の奥村君が
きのういろいろと数字をあげられまし
た。全くそれは同感であります。しか
し改正の率については、私どもとして
は少し異論のところがあつたのであり
ますが、根底となる思想については、全
く同感なのであります。きのうは減税
の結果について、中間がよくなくて、
いわゆるほんとうのすなおな意味にお
ける低額所得者は少しもよくならぬ、
こういう結論を下されております。事
実その通りであります。一万五千円引
き上げるにいたしましたも、これは月
に五万五千円から七万五千円くらいの
人たちが恩恵を受けるだけでありま
す。ほかのほんとうの低額所得の人た
ちに対しては恩恵がございせん。扶
養控除をそのままにせられたことも、
また同じような結果を來たすと思ひわ
けであります。一休、低額所得者の税
の軽減というすなおな実行をなせなさ
らないのでありましょいか。この点に
ついてお伺ひいたします。

○一萬田國務大臣 今回の所得税の改
正におきましては、いろいろと考へ方
はあるかもしれませんが、私どもの考
え方としては、低額所得者に対しては
軽減ができておる、かように考へてお
ります。

○横山委員 これ以上は議論になるか
らどうかと思ひますが、低額所得者の
税の軽減というその理解は、大臣と一
般国民との間に違いがあるのでありま
しうか、そういうことはなと思ひ
ます。低額所得者とは、言うなれば
給料の安い者、所得の少ない者、暮しに
困つておる者のこととあります。そこ
ろがあなたの方の今出されておるま
す案はそうではないのです。中間層が
一番軽減されるのです。低額所得者は
それと比較して軽減されないのです。
大臣、一体このことは御承知でありま
しうか。

○一萬田國務大臣 私の考へでは、あ
るいは私誤解しておるかもしれませ
んが、御質問の要旨は、所得の少ない人
に絶対的な額で税はたくさん軽減さるべ
きであるという御意見かと思ひます。
今回の税の改革におきまして、割合
から見れば、低額所得者は決して軽減
額が小さくなつていないのでありま
す。

○横山委員 これは率直に申しますけ
れども、大臣は今までずっと金融の方
をやつていらつちやつて、税制に関し
ては、こまかい数字について御検討な
さる機会がなかつたかと思ひます。
この際ぜひとも数字的に御検討され
て、特に法人税ならびに所得税につ
いては、あなたがうたつておられたこと
と今ここに出てる案とは格段の違い
がある、公約のすなおな実行という点

とかけ離れた点があるので、もう一度
謙虚な態度で御検討をしていただきた
い。低額所得者は、文字通り給料の少
い者であります。そういうものが一番
たくさん税金が少くなる、あるいはた
だになる、こういう方向をお選びにな
つてこそ、初めて公約が完全に履行さ
れたということになるのであります。

まん中だけ一番税を安くするというの
であれば、それは中額所得者の税の軽
減というように公約をお改めにならな
ければならぬのであります。今回は
それが違うのであります。この点は
ささか大臣の認識不足ということに相
なるだらうと思ひます。もう一度よく
これは御検討をお願いしたい。

時間もございますので、最後に簡
単なことを大臣にお伺ひしておきたい
と思ひますが、昭和二十七年以来国
有機械の交換払い下げが始まりまし
た。ところが簡単に申しますと、御存
じかと思ひますが、昨年評価額の改
訂をされまして、非常に高額になり
ました。それで今まで需要があつた
ものが一頓坐をいたしております。

その間において、機械は私も見てき
ましたが、国有機械は破れほろだい、
こわれほろだいの家屋に手入れも十
分でないままに放置されておるわけ
であります。値段が高くなつたので、中
小企業の方々はのどから手が出るほ
どほしがつておつても高ねの花になつ
てしまひました。これについては、
会計検査院から少し安過ぎるではな
いかという御忠告があつて、大蔵省と
しては高くされたのでありますけれ
ども、本来の国有財産特別措置法の趣
旨にかんがみますときには、法の趣旨
に逆行した、こういう事情になつてい

と私は確信をいたします。この国有財産の払い下げについて、今度法案が準備されているのでありますが、どういふ法案が出るかという事は事務当局からお伺いしまして、大臣としては、今日の現状について改善の意思があるか、どういふふうになされようとするのかお伺いしたいと思います。

○一萬田国務大臣 国有財産の払い下げについては、むろん諸般の事情を考へまして、他に御迷惑にならぬようにしなければならぬのは言うまでもありませんが、同時に払い下げるべきものは早く処理するのがいいという考え方を私はいたしております。先ほどちよつと話があつたかと思うのですが、機械なんかで、たくさん機械が雨ざらしになつてさびついてしまつてゐるのは、はなはだ私も遺憾にいたしております。特にこういう機械で、もしも十分使えるものがあれば、こういう機械こそ中小企業あたりに特に払い下げるといふことも考へていいのではないかと、いふふうに思つております。できるだけ国有財産払い下げについては、国有財産の払い下げというに値するやうな処置を十分とつていきたいと考えております。なおこまかいことは政府委員から御説明いたします。

○蘆谷政府委員 大臣の御説明に若干補足して申し上げますが、払い下げ値段と申し上げますが、交換の価格と申しますか、これは最近非常に高いという話を私どもも聞いております。これは両方の御批判がございまして、高過ぎるといふ御批判と低過ぎるといふ御批判と両方あつたのでございまして、それで私どもとしては、従来のやり方が大体適正なところではなからうかというこ

とでやつておつたのでありますけれども、両方の御批判があるものですから、また昨年の秋に十分に検討をいたしました結果、どうも一般的な基準としては安過ぎたといふことを私ども認めるを得ないといふことから、昨年の秋一般的な基準の引き上げをいたしたのであります。ところが引き上げをいたしてみますと、どうも従来の価格に比べて、相当の値上りになつたものでありますから、これでは困るという声がことに中小企業の方から出て参りました。それで私どもとしては、またさらにこれでは再検討しなければならぬといふので、価格の基準自体を目下再検討いたしておりますが、そのほかに法案の準備をいたしておりますのは、時価の算定を適正にいたしますと同時に、さらにその時価から何割かの減額をして交換に供するといふことによつて中小企業の設備の改善に寄与するといふことが、この際としては適当な措置ではないかといふことで、目下立案をいたしております。間もなく御審議を仰ぐことができることになるというふうに考へております。

○横路委員長代理 石山委員。

○石山委員 私たち昔から納税の義務というものを何回も何回も頭にたたき込まれているので、大いに納税の成績は上げたい。しかし納税の成績は上つても、使い道によつてはいろいろともんちやうがあるといふのは当然だと思ひます。今回の民主党内閣の場合、特に第二次内閣がでる場合には、大蔵大臣はいろいろなりまいことを言つておりました。たしか八合目においてミルクを飲ましてやるとか、いろいろ減税をするとか言つていたやうでござい

ますが、今回の予算全般を見ますと、どうもわれわれの方の税金にとらみ合せて見て、不要不急の面が多々あるやうに思われてなりません。特に六カ年計画経済をやるといふやうな触れ込みでございまして、予算面を見てもみますと、どこに一体六カ年計画の精神があるのか。蔵相がミルクを飲ますといふのは一体どこにミルクを飲ましてゐるのか。こういう疑問を持たざるを得ないのでございまして。私は特に今回の場合、納税の義務を感じている、こういう納税の成績を上げたいといふ腹がまえてございまして。それだけに、歳入における要素をよく見きわめるためにも、大臣が今回の予算に組んだ点について、腹にあることを率直に言つてもらふことによつて、今後のわれわれの審議に非常に好都合である。これは大臣としては非常に説明しやすいので、むしろわれわれに説教するといふやうな立場にもあるわけの好題目なんです。大いに御話をしたいだけあればありがたいと思ひます。

から、二年目のデフレの過程において、ある程度手を差し伸べつて二年度をやつていく必要があるという意味で、先ほどお話しがございましたやうな表現もあつたのであります。それが具体的に、一兆円の予算を組むという関係からあります。いろいろと批判があることはやむを得ないと思ひます。具体的には、それが実は私の考えでは低額者の減税になり、それから住宅に至り、それからむろんいろいろと金額の問題は制約を受けておりますが、できるだけいろいろな社会保障とか失業者の手当、こういうやうなことになる。これが私の考えであつたのであります。

○一萬田国務大臣 お答え申し上げます。二十九年度の予算は、御承知のやうに一兆円である。それから日本の経済の地固め、特に貿易に依存している日本として、国際競争力を考える場合に、いよいよ地固めを完成する必要があるといふ意味で、三十九年度は一兆円の予算。こういうふうな財政をやつていきますと、ここに必ず困る方があつて、特に社会を構成してゐる層の中で、弱い層に私はどうしてもしわが寄るといふことが、苦勞がかり過ぎると思ひます。たしか八合目においてミルクのデフレで相当経済も進んで来ている

○石山委員 大臣のきのうからの話を聞いてみると、貿易を非常に重大視してゐる。これはもちろんのことと思ひますが、貿易をなす場合に、よくいわれている為替レートの問題とコストの問題が当然起きてくると思ひますが、為替レートは、大臣が毎回言われているやうに、簡単にいじらないといふことはわかるのであります。コストの問題になりますと、今までの例から言いますと、コストを引き下げたための企業整備、合理化をしなければならぬと言われている。企業整備と合理化は、われわれの概念からすれば、まず質金ストロップ、首切り、工場閉鎖、こういうことをやることによつて合理化が行われ、コストが引き下がるというのを言つておられますが、それと同じことを今回も考へていられるかどうか。自由党の在来のもつてきたコスト引き下げの方法を探してみますと、ほとんどそれに尽きるところ。新しくできた民主党も、コスト引き下げの題

目としては、そういうことを勘定に入れているかどうかといふことを私はお伺いしたいのであります。

○一萬田国務大臣 コストの引き下げについて、どういふところを取り上げるべきかといふことについては、これはそのときの経済のある姿を把握してやるのでなくてはならない。原則的には、私の考えでは、自由党内閣でも、民主党内閣でも、みなこれ資本主義、自由主義に立脚してゐる経済である。これは、基本的な考え方は変ることはないと思つております。特に貿易をいかにして、生産コストをいかに下げるかという考え方の基本において違つたことはない。ただ今日私どもが、それならコスト引き下げについて何を一番重視しておるか、こゝろ言へば、これはいろいろありますが、結局経済六カ年計画においても当然取り上げてゐるので、具体化していくだろうと思ひますが、私の考えでは、設備、技術等においては、なおむろん今後の改善に待たなくてはなりません。これは日本も相当のところへきておる。ただ企業規模とか、あるいはこういうやうな企業のあり方についてはなお……。特にたゞ貿易については、貿易商といふものがだいたい最近統合して強くなりつつありますが、従来はこれが非常に弱かつたので、いたずらな競争といふことになつておつたやうであります。特に私が今後どういふ点について気をつけたいのは、原料をいかにして安く入手するかといふこと、これは私は大きく生産コストを下げることだと思ふ。この点については、何としても今後燃料対策といふものを確立していくといふやうなところからやり

たい。たとえは石炭においてはどうかする。私の持論は、石炭という原料を全産業にいかにつかはく供給し得るだろうかということ、常に考えています。それによつて各商品の生産コストが下るという方な考え方であり、上がるといふ方な考え方であり、そのうち、そのときにおける日本の経済のある姿、そのときに最も考慮すべき点を取り上げるといふようにお答えしておきたいと思ひます。

○石山委員 大臣の今の答弁の中で、コスト引き下げの問題について、ある一つの重大な落度があるのではないか、お忘れではないかと思ひますが、金融機関出身の大臣として、私は特に奇妙な感に打たれました。というのは、これは産業として最も大切であるけれども、量の少い石油の問題を、私は最近研究しているのだから、私は、そのとき当面の石油に關係のある船川氏の意見を聞きますと、金利が高いといふことを言われており、平均しますと、二銭四厘といふふうにいわれてはいますけれども、何だかんだと申しまして、どうしても三銭以上、年一割の利率であるといふことを言つておるのでございます。そうした場合には、外国市場と比べて一割五分ないし二割高いという日本の物資は、金利に左右される面がまことに多いのではないかと、こういうことを私は考えてみますと、コスト引き下げの場合には、いろいろな困難はあるだろうと思ひますけれども、どうしてもこの場合、金利引き下げの運動を起す必要があるのではないかと、こゝろに思つてゐるのですが、どんなものですか。

○一萬田國務大臣 当然のこととして

言及しませんでした。お説の通りであります。特に終戦後における日本の企業というものは、借入金に対する依存度が非常に高い。自己資金が少い結果、戦前に比べて、平均した利子負担というものが非常に大きい。この点は、特に私はやはり考えなくてはならない。しかしそれにしても、ただ日本銀行から金を出しても資金が潤沢になるわけでもありませんし、どうしてもここで国民所得をふやして、その国民所得の中から蓄積をせよという以外に方法がありません。ですからそういう形において、まず資金量をふやす、同時に金融機関に十分経営の合理化をやる。そういう点について、まだまだ考える余地があるのではないかと。そして銀行が私企業である点もむろん考へなくてはなりません。しかし同時に公共性に十分目ざめて、自分から進んで金利を下げていく、政府として行政指導にもより、金利を下げるように持つていく。今日これにできるだけ努めておりますので、遠からず私は金利引き下げがある程度実現すると確信しております。

○石山委員 今回の均衡予算において、政府は貯金をうんとして資本の蓄積をはかる、こういうことを提案されております。国民大衆を動員して貯金をするといふことになり、金融機関の持つ性格といふものが非常に大きな影響を与えてくると思ひます。普通といふところの金融機関の信用といふことは、一体何をさして言つておるか、大臣にお聞きしたいのです。

○一萬田國務大臣 これは、金融機関が金融界としての職責を十分に尽し

て、従つて国民の信頼を高めていく、抽象的にこゝろに思ひます。その結果が、貸し出しが適正であり、預金は増大をしていく、こういう現象に現れてくると思ひます。

○石山委員 金融機関の信用の中に、私はもう一つあると思ひます。個人の預金、その他財産に關する秘密が完全に守られるという事項が入つておると思ひますが、いかにござい

○一萬田國務大臣 さういふことでは、調査の結果をどう

○石山委員 私はもう少し少しくお聞きしたいのですが、よく最近経理の民主化とか何とかいわれておるのです。調査の結果、善悪にかかわらず堂々と報道機関が発表すべきものであるかどうか、かつてはさういふふりにいたしたものであるかどうかといふことをお聞きしたいのでござい

○一萬田國務大臣 調査の結果を発表するかどうかといふことは、これは内容、程度の問題で、事柄によつては発表すべきでないし、またせない方がよいといふこともあり

○石山委員 さうしますと、発表するときは、発表しないときもあるといふことは、要するに程度の問題だ、その程度の問題といふことは、どこに線が引かれておるのですか。

○一萬田國務大臣 おそろくきまつて発表することになつておるものについては、基準があつて、線が引かれると思ひますが、その他のものについては、やはりそれぞれ責任者の判断に待たなくてはならぬと思ひます。

○石山委員 私は、先ほどの金融機関の信用といふ問題の中にも、こゝろに問題がある種の第三者からの入知意、故意なる妨害のために信用機関が誇大に報道する、誇大にニュースが提供される、こゝろに場合が予想されるので、在来の調査を見ますと、ほとんどこれは報道機関などに発表しないといふ慣例を作つておるのでござい

○一萬田國務大臣 具体的な御質問のよりでありますので、銀行局長から答弁いたさせます。

○河野(通)政府委員 ただいま千葉の労働金庫の問題についてお話があり

したが、この問題につきましては、去年の暮れに検査いたしました結果に基

きまして三連書の内容と称されるものが、たしか先月か、あるいは今月の初めくらいに地方版でしたか、一部の新聞に報道されたという事実があつたといふことを報告を受けております。

ことは一致いたしておりますが、いずれにいたしまして、そういうことが新聞紙に報道されるということ、はなはだ遺憾だと存じております。どういふルートでこれらが出たかという点につきましては、私ども実は調査がまだよくできておりませんが、いろいろ調べてはおります。これらの問題につきましては、大蔵省当局はもちろん、関係の労働省にも、また県の御当局にも、これらのことについて、いろいろ遺憾の点がないように、今後十分注意していただくようにいたしておりますが、今回の問題につきましては、新聞にそういうことが出たということ自体は、非常に遺憾なものと存じております。

○石山委員 労働金庫は、御承知のように、非常に少額の金を寄せ集めて、労働者の共済機関として出発しているのでございます。私たちは何とかしてこの機関をば順調に育成させたい。こういう場合には、監督官庁としては、私はいろんな点があると思うけれども、既成の、大磐石の組織の上になつていて銀行よりも特別なものの見方で育てていかないと、まずい点がたくさんあるんじゃないか、こう思っているんですが、既成の商業銀行、大磐石に乗った銀行よりも冷酷、苛酷に取り扱っている、こういうのは私は非常に残念だと思つて、特に機構上からしても、これは大臣、銀行局長その他に考へていただかなければならぬのは、銀行としてありながらも、また大蔵省、労働省の管轄下にあるということ、もう一つ大へん困ることは、県知事に調査事項その他の権限も委任されている点でございます。今回の発表

も、おそらくは県庁の末端機関において、金融機関なるものの性格を把握できない公務員によつて、あやまちとして行われたものではないか、これはよく見て、そういうような気持も持つてゐるのですが、これらの機構上も一つこれからわれわれ考へて、お互いにおやまちなないように、銀行なら銀行としてのすつきりした整備の形で育てるように、私の方でも研究しますから、当局の方でも一つ研究をしていただきたいと思つてゐます。

それからもう一つ、これは一昨年だつたと思つてゐますが、特に税金などの問題と大へん関係のあるのは、印紙の問題でございます。印紙の偽造問題が起きたことがございました。私の記憶によりますと、たしか約百億程度の印紙の偽造が行われたのでございます。この印紙の問題があつた時どういふふうにして処理されておるか、その経緯を一つ聞きたいのでございます。

○渡辺政府委員 御指摘になりました点は、公金などへ印紙を納めた、そのすでに使用済みの印紙をまた再使用した、あるいは登記所にも正常な印紙納付の形ですでに使用済みのものを、また再使用したということによりまして、そうしてそこに不正があつた。これはわれわれとしても非常に遺憾に思つておりますが、問題になりましたものは、御承知のように全部刑事事件になりました。そうしてその後刑事事件の結果がどうなつたかというものは、今ここに詳細には持つておりません。なおその事件によりまして、一応二度目に再使用の印紙を使って、たとへば登記したといった人につきましては、これは善意の人であれば悪意の人もある。善意の人といひますのは、結局、登記所のいわゆる昔の代書人ですか、司法書士ですか、これがその間に立つて、金は取つておきながらそうした使用済みの印紙を使った、こういうふうなことであります。従来の登録税の場合におきましては、そうした事実が実はすつと長い間なかつたものでございまして、そうした場合に、税金をもう一ぺん取るかといった点につきましては、従来は実は税法上そういう規定がございせんものであります。善意の人についてはもちろんでございますが、悪意の人につきましては、その点につきましては実は手が打てなかつたのであります。それで、これは二十八年度の改正だと思つてゐますが、その問題があらりました後におきましては、そうした不正使用の形で、使用済みの印紙を使って税金を納めたという形の場合におきましては、それが発見された次第——もちろん刑事的な問題になるのは別として、政府としてもこの御承知を得まして、法律的にも改正をいたしました。次第でございまして、

○石山委員 この問題につきまして、金額も相当に上りますし、善意と悪意の境目があいまいなものでして、その後の処置もいたすに明確さを欠かせるような方向で移行してきたという形跡があるわけでございます。そのために、今回またその偽造印紙が横行するといふような気配がある。ちやうど二年目でございますから、そういう気配があるという通達がある団体から出ておるものでございます。こういうことを考へておられますと、いつまでも善意と悪意の境目をよくかしておくような

ことは絶対に避けなければならぬのではないかと、こう思つておりますが、これは後ほどまたお話ししたいと思つてゐます。

もう一つ、大臣がいらるので聞きたいのは、地方財政の問題でございます。これはきよら私の同志である横山委員からいろいろ出ているような例の道路税、これらの問題、あるいは大口の固定資産税の問題といふゆる地方財政の立て直しの問題でございます。シャープ勧告は、われわれこの際ほんとうにじっくり考へて、見直す時期が来ておるのではないかと、つまり地方財政の建て直しと業者の生産性の向上にやるところの減税と、こういうものの相剋が現在ほど強い時期が私はなかつたと思つております。経済界が安定してくると、そういうふうな相剋の現われもまたはつきりしてくると思つてゐますが、今がその大幅な税制改革の時期だと思つてゐます。大臣はどういふふうにお考へていられますか。特に大臣は、ここに工夫をこらさなければならぬという言葉を使つておる。日本の産業、あるいは日本の発展のために、合理化その他のいろいろなことをやらなければならぬし、忍耐も必要だけれども、工夫をこらさなければならぬ。その工夫の中の一つに入るのではないかと思つてゐますが、特に大臣は、その工夫といふことがどういふものであるかという暗示を示してないのではありません。大臣は何か日本財政を建て直すために特別の工夫があるなら、二、三事例を示していただきたい。税制改革に対して抜本的の措置を講ずる時期に達しておるといふのが、私の質問の要旨であります。

○一萬田国務大臣 たいへんよくわかりました。十分考へてみたいと思つてゐます。

○横路委員長代理 午前中はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後二時三十七分開議

○松原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外十六法案を一括議題として質疑を続行いたします。

質疑に先だちまして大蔵大臣から発言を求められております。これを許します。大蔵大臣。

○一萬田国務大臣 本日は一時半から大蔵委員会が始まることは承知いたしておりましたが、やむを得ないことで遅れました。はなはだ相済みません。おわびいたします。

○松原委員長 川島金次君。

○川島(金)委員 大蔵大臣に対する質疑は、都合上時間の若干の制限があるような申し合せがございまして、なるべく大臣にだけこの際総括的なお尋ねをしておきたいと思つてゐますが、大臣の答弁は、私どもの席から聞いておりますと、ややもすると半分くらいわからないときがあります。そういう点を十分に御留意を願ひまして、質問者にも明瞭に大臣の答弁が聴取できるようにお願いを申し上げておきたいと思つてゐます。

まず最初にお伺ひしたいのは、これは本委員会に上程されておりまする議案に直接の関係はございません。

が、日本経済と産業等の上にもきわめて重大な関連がありますので、一言だけお尋ねをしておきたいと思うのであります。それは、先般行われております予算委員会の席上において、原子力利用を中心とした、言いかえれば濃縮ウランの問題について、二十日までにはその受け入れ態勢について明確な結論を出す、明白に日本政府側は予算委員会の席上で答えておるのであります。それで、しかも本日は、予算委員会が明白に答弁をされました二十日の当日に当っておるのでございますが、大蔵大臣は閣務大臣の一人といたしまして、これは当面きわめて重要な国民の関心事でございますので、その点、閣内におきましてはいかなるお話し合いが進められておりますかを、まずお尋ねをしておきたい。

○一萬田国務大臣 この点は外務大臣から一つ……

○川島(金)委員 外務大臣にお伺いすることはわかっておるのであります。が、少くともこの問題は、閣議に上程される問題であると私は信じておる。政府は予算委員会の席上で国民に向つて、この問題の受け入れについては、少くとも二十日までには明確に決定するであらうと回答を与えたのであります。従つてその回答に基いて、本日は二十日まででございますので、少くとも本日閣議が行われますれば、閣議の席上等において当然にその問題が話題になるか、もしくは協議事項として上程されなければならぬと私は想像をいたしましたのでありますが、そういう気配は全然ないわけですか。

○一萬田国務大臣 政府において、きょうそのことについてお答えをするというお約束を予算委員会としてある以上、関係の大臣からその点について報告はあるだろうと私は考えております。

○川島(金)委員 どうも大蔵大臣の語尾が、きわめて率直に申し上げますと不明瞭でありまして、われわれの席上ではよく聞えないのであります。もう少し明白に、力を入れて御回答を願いたいと思つておるのであります。おそろく政府が国民の前に約束をいたしましたのでありますから、その約束に基いて、本日の閣議もしくは昨日あたりに閣議を開いて、この問題が当然に討議されてなければならぬと、こう私は思ふ。

なぜそのことを私は追及してお尋ねするかと申すと、そのことの受け入れ態勢がもし結論的に政府においてきまるならば、それが直ちに予算の上にも関係がある、財政的な措置も必要であらう。こういうことにならざるので、実は劈頭において、大蔵大臣は閣務大臣としての立場からどう考えるかと、私はお尋ねをいたしましたのであります。もし政府において、その問題についてはいまだに何らの措置がされておらないというならば、これはまた別の機会にお尋ねを申し上げたいと思つております。

○一萬田国務大臣 今の御指摘の点は、今月中に衆参両院を通過するかと、

いう見通しでございますか、六月中です。か——私といたしましては、御支持を得まして、ぜひとも六月中に衆参両院を通過することをお願いするものであります。(「今月中のこと」を聞いておる)と呼ぶ者あり)その点はつきりしなかつたので、ただいまお尋ね申し上げたわけですが、五月には今のところ通過の見込みを持つておりません。従いまして、六月の暫定予算をお願いをいたしておるわけでありまして。

○川島(金)委員 ではあわせてお伺いしますが、六月の暫定予算は、今月中に成立を遂げるといふ確固たる見通しを持たれておりますかどうか。

○一萬田国務大臣 それはその通りであります。

○川島(金)委員 そこで伺いをいたしますが、この問題は、予算委員会あるいはこの委員会において、どなたから論議されたのではないかと私は実は危ぶむものであります。念のためにさらにお伺いを申し上げます。

この政府の本予算案に對しまして、一説には、相当な方面からきわめて根本的な修正が提出されるのではなからうかといふことがいわれておるのであります。しかも、その内容は、大蔵大臣もすでに御承知済みと思つてございしますが、率直に申し上げますれば、自由党側から一種の組みかえ的な修正案が考えられて上程されるであらう、こういうことが伝えられております。その内容につきましては、大蔵大臣も御承知の通り、財政投融資の問題と、一方それに並行した減税額の大増な増額、この二つの問題をねらひとした組みかえと申しますか、修正案がきわめて

強く一部に伝えられておるわけでありまして。すなわち財政投融資の一般会計の繰り入れ二百六十一億という額を取りやめて、それを一般の民間の蓄積に肩がわりをさせよう、そしてその内容としては、市中銀行に毎月預金増の一定率の積み立てをさせ、その見返りとして公債もしくは金融債を発行して財源としていく、そしてその二百六十一億の取りやめた財政投融資は、これをそのまま減税に振り向けよう、こういう一つの試案が強く主張されておるかとくに伝えられておるわけでありまして、万が一こういうような試案が事実でありたいとしたならば、大蔵大臣は当面の責任者として、このような試案に対してどのような御見解を持つておられますか、お尋ねしたい。

○一萬田国務大臣 私は今御審議をお願い申し上げておる三年度予算案、これを最上のものと考へて、信念を持って提出をいたしておるわけでありまして、その他の案については考へておりません。

○川島(金)委員 ではお尋ねいたしますが、これは自由党から出しておる試案といふことでありますから、そういう答弁になりましようが、そうでなく、今度は一般論的に、こういう案というものは、大蔵大臣としてはどういう見解であるか。もつと率直に申し上げますならば、事業の施行に當つて、公債あるいは金融債等を発行していくことの方がよろしいのか、そういうことでない、いわゆる健全財政で貫くことの方がよろしいのか。いやしく公債発行等のごときものは、これを絶対に大蔵大臣としては当面認めるこ

とはできない、こういう見解に立つておられるのかどうか。その点を一般論的に伺いをいたしておきたいと思ふ。

○一萬田国務大臣 お話の諸点につきまして、一般論と申しましても、私はそういうふうないろいろな案について論議は差し控えたいと思ひます。ただ公債を発行しないということが三十年度予算編成の基本方針の一つであるといふことだけは申し上げておきます。

○川島(金)委員 大蔵大臣は、今上程しておるところの本予算が最上唯一の予算である、従つて修正等は考へておられないといふような意味のお話でありましたが、これは大蔵大臣としても政府としても、断固としてその立場を貫くという決意と方針を持つておるかどうか、あらためてそれを伺つておきたい。

○一萬田国務大臣 先ほど申しましたように、私は信念をもつてやつておるわけでありまして、私は、今大蔵大臣が言われておりますごとくに、その信念が貫けるといふような政局の実情ではないという認識の上に立つております。従つてもし万一の場合、大蔵大臣が、これは最上唯一の財政計画でありながら、いささかでも結論において修正をされるような事態に立ち至りましたときには、一体大蔵大臣はいかなる見解といかなる責任に立つるか、その点をこれまで一般論的に伺ひたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 お答えします。さよういろいろな考え方、あるいは将

来の仮説について今私が責任的なことを申し上げるときでないと思ひます。

○川島(金)委員 仮説とはいひますが、これは最高唯一の財政計画である、予算案である、その大蔵大臣が信念するところの唯一の予算案が、いささかでも修正されるようなことになりますれば事態は重大であらうと思ひます。

大蔵大臣の考え方が、議會政治というものは民主政治である、従つて多数の意向を尊重するといふ立場から、かりにこれが修正されても、その方法、範圍、また内容等によれば別だといふ考へ方ならば、私は別な御質問を申し上げたいのでありますが、大蔵大臣はこれが最高唯一だといふ信念を持つておられる。そういう信念のもとに立つておられます大蔵大臣の提出いたしました予算案が、いささかでも修正を受けようとしておりますことは、現実のまぎれもない事実であると思ひます。従つて全然根拠のないことを、私はこの貴重な時間、貴重な場所において大蔵大臣にお尋ねをしておるのは決してございませぬ。ただ、この議會の中における、もつと大きくいえば政局の現段階の推移から見て、いかに大蔵大臣が唯一最高のものであらうと言われても、場合によれば修正を免れぬであらうといふ現実の動きが今日起つておられる。大蔵大臣といへども、決してこれにはおかむりすることはできないと思ひます。従つて政治家といふものは、起つたその事態にすなおな觀察を下しながら、それに対処する方法や見通し等を持つことが、やはり政治家の責任であらうと思ひます。そういう意味において、私は貴重な時間をさき

ながら、この問題が重大なるがゆえにお尋ねをいたしておるのであります。が、この予算は絶対に修正なしで成立するといふ確信と見通しをお持ちであるかどうか。重ねてお尋ねいたします。もしいささかでも修正されるようなことがあつたら、今のお答えによりますれば、あなたは重大な責任をとらなければならぬことになるが、その点はいかがでございませう。

○一萬田國務大臣 私が先ほど申しましたのは、私といたしましては、最もよい案として信念をもつて出した、こゝろに申したのであります。いかにいふことは、私としてはそう考へるというところであるのであります。客観的に、それが最も最高唯一とはだれも言ひ切れないかも知れませぬ。私はそういう信念でやつたのであります。こういうように申しておるのであります。

なお将来修正等があつたときにどうかといふようなことについては、私今日何もお答えすることはありませぬ。○川島(金)委員 その問題はその程度にしておきまして、次にお尋ねいたしますが、今審議されております予算案に対しては、この委員会に上程されておられます所得税改正案を中心としてきわめて密接な関係があるわけでありまが、しかもその予算案は、いふところのデフレ政策といふものを基礎といたしまして編成されたものであつたわけは理解するものであります。従つて、そのデフレ政策を基礎として編成されましたこの予算が、昭和三十年度内におけるところの日本の経済等に及ぼします影響は非常に重大であらうと思ひます。そこでお尋ねをいたすのですが、この三十年度の予算がかり

に無事に成立を遂げまして、施行されるところの場合におきまして、大蔵大臣としては、日本の三十年度内におけるところの経済と国民の生活等に及ぼしますところの影響はどういふふうであるかといふ見通し等は、さだめしお持ちであらうかと思ひます。すなわち三十年度予算の施行に伴う日本経済の将来の見通し等につきましても御見解があらましたら、この機会に参考のために伺つておきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 三十年度の予算は、しばしば申しましたように、基本的に申し上げまして、二十九年度に引き続いて日本の経済を健全化する地固めの仕事をやつていく、こういうところを中心があるのであります。しかし、そういういふゆるゆるの政策の遂行がすでに一年半に及んでおる。そこでこの間においていろいろとでこぼこの経済現象が起つておる。言いかえればしばしば申し上げましたように、このデフレ政策で特によくない影響を多く受けておる面がある。それに對しまして手を差し伸べつて、いゝゆる経済のこぼこを是正しつつ、経済の健全化を進めるとともに、他方また日本経済の基礎をよりよくすること、將來の経済拡大への基礎を他面作つていく、こういうのが今回の予算のねらいになつております。そうしてこれを實行していく上において、日本の経済の推移から申せば、これは経済審議院からも出ておりますが、國際収支においては大体とんとん、若干黒字が出るだらうといふようなこと、また物価の

推移は、年間を通すれば二、三割ぐらいの低下を見ていくだらう、こういうことで、ごく大ざっぱにいへば、経済現象は大体横ばいで、二十九年に比べて若干よくなつていきはしまいか、こういうふうな見方をいたしておられます。

○川島(金)委員 大蔵大臣は、この予算の年度内において、今日よりも物価の面においては低水準で落ちつくであらう。また貿易も拡大していくであらう。こういうふうな言われておるのであります。そうなることは、われわれも國民といたしまして望むところではございしますが、果して現実においてそういうことになるかどうかといふことがきわめて問題であり、政府の責任であらうと思ひます。

私の手元には最近の資料がないので、恐縮なものでありますが、念のためにお尋ねし、かつ当局からの最近の資料があればそれをお聞かせ願ひたいと思ひます。この國會圖書館の立法考査局から發行いたしておられる四月号の書類によりますと、総合的な物価指数は、むしろ逆にわずかながら上つておるといふ数字が明瞭にされております。すなわち昨年の暮れよりも本年の一月、二月、三月になつて若干上つておられます。さらにまた、本日どういふ意味か知りませんが、われわれに配られましたエコノミストのやはり誌上をかりて申し上げますと、これまた東京における小売物価は、日銀の調査によりますと、むしろ國會圖書館の立法考査局の数字よりも上つております。それから消費者物価指数も、これは總理府の調査でありまが、これもまた上つております。こういう実情でございします。しかしなが

ら、これはもちろん本年の一月から三月に入つての指数でございします。で、正確とは申されませんが、こういう状態になつております。これに對して、政府の調べました四月、五月の物価指数といふものはどういふ動きを示しておるか、その点はいかがでございませうか。

○一萬田國務大臣 今私手元に資料を持つておりませぬので、四月の物価指数等について具体的なお話を申し上げることができませんが、物価の趨勢については、今御指摘があらましたように、私も昨年の秋ぐらゐからやはり心配をいたしておることを率直に申し上げまが、當時は主として金屬類を中心に――金屬を除けば大体物価は横ばいである、こういうふうには私は考へております。なおかつ今御指摘の小売物価になりますと、どうも下り決しておるといふ状況もあるものであります。他面銀行の貸し出しなんかにしても、第三・四半期といひますか、その辺からどうも若干膨張する状況もある。それで非常に懸念はいたしておられます。こういうふうなことも、一にはやはり日本の今日の経済を、國際経済に比べればならぬ、こういうふうな考へ方をするゆゑんであります。それで、今後ともこういう財政並びに金融の施策をとつていけば、物価の上昇も押へることができると、小売物価も下つていく、こういうふうな考へ方でありまが、大体最近では、そういうふうな小売関係も、すぐに價格の上昇に及んではいませぬが、下の傾向を示しつつあるように思ひます。これは私自身がちよつと調査をしたところですが、最近で

は、東京都内等のデパートの売れ行きも、徐々でありますが見せつつあるという情勢を呈しておる。これは長い期間でありませんが、なお統計的にはとつてみないとわかりませんが、そういう点もありませんことを申し添えておきます。

○川島(金)委員 どうも今のお話は、大蔵大臣個人としての、身辺で接触した範囲における一つの勘定が言われておるのであらうと思ひますが、国会図書館にいたしまして、あるいはまた審議院等にいたしまして、これは比較的科学的な調査が、経費をかけて行われておるのであります。その調査によると、小売物価あるいは卸売物価、ともに横ばいではなくして、かすかながらも上昇しておる。こういう形は、政府のデフレ政策のねらいとするところとおよそ相反した現象になつておる。こういうことにわれわれは理解せざるを得ないのでございまして、政府はいかなる具体的な見通しを持つて、この物価の引き下げというものを——また予算の説明書の冒頭にありますように、本年は昨年度よりも物価水準においては若干の低水準に落ちつくであらう、こういうふうには実は明確にうたい出して、いろいろの説明をいたしておるのです。今大蔵大臣は、二〇程度は下るであらう、こう言われておりますが、どうもそういう気配が今のところではないような感じが私どもにはいたすのであります。それは、大蔵大臣の言ひと違つて、こういう書類から推察をいたしまして、そういう感を強くいたすのであります。その点について大蔵大臣は、断固本年の物価水準は昨年の物価水準よりもほん

うに下る、こういう具体的な見通しを持つておられるかどうか、あらためてこの際念を押して聞いておきたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 お答え申し上げます。先ほどお示し下さいました統計に基く物価の趨勢であります。それは、私さういふふうな状況と思ひます。それでその点を心配しておるということも先ほど申し上げまして、そういう点で、やはり今後日本の経済を地固めしていくかなければならぬ一つの指標である、こういうふうには申し上げたのであります。今後物価をどうしても一兆円——一兆円予算ということも、ごく端的に言えば、物価の関係において、やはり物価は低下を促すというところを目標にいたしておる。具体的にどういうふうな物価を下げようかというところについては、今後生産コストを下げるといふ方向において——単に金融を引き締める、流通過程においての物価の引き下げということではどうして目的は達せられないので、このデフレ政策のもう二年半経過した今日では、今までもむしろ生産コストの引き下げに力はいたしておりますが、今後一そうこれをやらなくてはなるまい。そういうような意味合いにおいて、今後、たとえば石炭、鉄、こういうものについて、他面また金融面からいへば、大きい借入金に依存しておるこの金利を低下させていく。同時にむしろ全体の今日経済がデフレということに對する適応性と申しますか、覚悟が今日ではすっかりできております。従つてこれに對した健全な経営をしようという機運も助長されつつありますから、この趨勢でいけば、私は物価も十分押

さる。今申し上げた二分程度は、低落させ得るという確信を持つて進んでいきたいと思ひます。

○川島(金)委員 今大蔵大臣は、物価引き下げの一つの方策として、コストの引き下げに重点を置くというお話でありました。しかしこの生産コストの中に占めます、お話のありました金利、これはきわめて重大な位置を占めておるわけでありまして、きのうわが党の井上委員からいろいろ質問があつたのですが、それに対する大蔵大臣の回答は、きわめて抽象的で、私どもの理解に苦しむところでありまして。ところが本日新聞を拝見いたしました。すでに昨日大蔵大臣は、全銀連並びに地方銀行の代表者と会見をいたし、市中銀行の金利引き下げについて具体的な懇談をされておると新聞は報道いたしております。きのうの大蔵大臣の答弁によりますと、これは単に地方銀行等の自主的にまかせるものである、こういうふうには聞えるような答弁でありましたが、そうでなく、すでに昨日全銀連及び地方銀行の代表者と懇談をいたしまして、少くとも一厘ないし一厘五毛の引き下げはしなければならぬであらうというふうなことにいついて、きわめて具体的に話し合ひをされたという新聞が出ておりますが、これは誤りでございませうか。

○一萬田国務大臣 ああいう話はほんとうに全然いたしておりません。これは私何かもここで強弁をして、御質問に對して何か違つたことを言うのじゃありません。これは真正正銘ああいう話をしておりません。

○川島(金)委員 そうすると昨日東京銀行、全国銀行の代表者との金利の引き下げ問題で具体的に会つたといふことは、事実無根なのでございませうか。会つたことは会つたのですか。

○一萬田国務大臣 私も新聞を見てちよつと意外に感じたのですが、そういう話題には触れませんでした。また私の談なんかが出ておりますけれども、その談はその会見談じやないもので、その後晩におく私のところに新聞の方が来られて、そうしてきょう二人に会つたのだというふうなことで、金利などについてあなたはどういうふうにお考えになつておられますかと聞いておられます。若干向うから来たときに、こういうふうな報告ぐらひはあつたかも知れないが、私はそういう点に触れませんでした。それは間違ひありません。

○川島(金)委員 それではお尋ねいたしますが、開票金利に比較いたしましたのが、開票金利は非常に高い。この金利の高いことは、すなわち言い換えれば大蔵大臣の意図とする生産コストの引き下げに非常な障害になる、こういうことは言えるのであります。従つてこのコストの上に大きな部分を占めておる金利の問題の何らかの解決をしなければならぬ。これは大蔵大臣にとつても重大な任務であり責任であらうと思ひます。そこでお尋ねいたしますが、しからばきのうのそういう意見がなかつたといふことであります。それはよろしいといひまして、この金利問題についてきのうからも論議が重ねられておるのであります。大蔵大臣はどのような具体的な考へ方と、どういふ時期にどうしたならよろしいといふような程度のこととは、責任のある説明が国民の前にあつてしかるべきではないか。今天下はあげてこの金利問題で非常にどういふ議論を重ねております。それだけに、日本の経済にとつてきわめて重大なればこそ、この問題が大きな問題として取り上げられておるのではないかと私は理解をいたしておるのでございまして、その点についていかなる御見解を持たれるのであります。

○一萬田国務大臣 お答え申し上げます。金利を下げるとか、あるいは金利が下るとかいうことがいかに今日の日本に好ましいかは申すまでもないのであります。私は金利の低下について、政府の政策といたしまして金利を低下せよといふことは、当然とるべき政策だと思ひます。しかし、しからば一具体的に金利を何様にしていくかといふところまで政府がタッチするのは適當ではない。それで、今日の制度の上から見てそういうふうにはなつておらないのであります。従ひましてこういう問題については、むしろ金利を下げるという以上は、大蔵省においてもいろいろの指数といひますか、銀行経営の内容、いろいろの観点からこうあつてほしいといふ大蔵省としての見解を持つております。そういうふうになるべくするよう、今日の事態ではやはり金融機関の自主的な立場から持つていくといふのが今日のやり方でありまして、大体金利については、御承知のように従来から金融機関の協定でやつておつたのであります。戦後において公取の關係からこれは禁止されておる。今日では法律に基いてそれをきめるといふことになりました。

十八年度の自由党が作った最後の予算の減税政策のときにも、なるほど直接税で三百二十一億ばかり減税をしたのです。ところが間接税であにはからんや二百七十六億ばかり増税をして、そして足りない四十五億はビースか何かを値上げして埋め合せてしまった。従つて国民全体の負担の上においては、一銭一厘も減税されなかつたという、私どもから言へばまことに国民を欺瞞するもはなはだしい減税政策をとつたという記憶を持つておる。数字は、私の記憶ですが間違ひありません。ところがそれと相似た減税政策が、またしても鳩山内閣の一萬田蔵相のもとにおいて行われるのじやないかと私は実は心配をいたしまして、一萬田蔵相のために衷心から悲しむ一人でございます。具体的な例を

あげて申し上げますれば、なるほど減税分として三十年度の予算を見ますと、所得税、法人税以下それぞれの減額がなされております。そしてこれを前年度に比較いたしました数字を照らし合せてみますと、二百五十二億五千八百万円、これが前年度対比の数字の集計でございます。これが前年度と比較しての実際の減税額となるのではないかと私は思う。ところがその反面、相続税とか酒、砂糖、揮発油などというものを大幅に引き上げる。酒は、税金を上げたのではなくて増育するのだと言つてしまえばそれまでであります。酒の大半というのは、やはり大衆の飲むものです。大衆の負担に帰することは、これは明白な事柄である。こういう酒だとか砂糖とかいうような、大衆が直接負担するところの問題に對しましては、比較的大幅に

いて調査をしてみたいとお答えいたした
ます。

○川島(金)委員 調査をしてみたいとい
うのではなくて、調査会を設置する
意思があるかないかということです。

○一萬田國務大臣 調査会を作る意思
があるかないか——意思があります。

○川島(金)委員 それでは時間がなくな
りましたから、最後に一言だけお伺
いいたしまして、お譲りを申し上げた
いと思います。

昨年来から経済界に何となく三白時
代、三白ブームといいますが、そう
いったものが世間にやかましくいわれ
ておることは、大蔵大臣御承知の通り
であります。肥料と砂糖とセメント、
こういった三つのものが世の不況をよ

それにいたしまして、金持巨体の表面的な経理はどうか知りませんが、実質的にはわが世の春をうたつたというので、非常にデフレにあえぐ中小企業、国民の肩から文字通り怨嗟の的になりかねないような実情であることは御承知の通りでございます。ことにその三白時代を現出いたしました一つであります砂糖、今度のこの委員会で砂糖消費税の問題でわれわれ審議をしておりますのでありますが、この砂糖問題をめぐりまして、いろいろな世間では諸説紛々、中にはまことに好ましくない問題等がまことしやかに世間に流布されております、言葉の上だけならいざ知らず、出版物にまで公然と砂糖に関する疑獄とも申し上げるような事態がある報道されております。大蔵大臣は、この問題は御承知かどうかは私は知りませんが、いやしくもこの今日のデフレ下にありまして、日本の勤労大衆、日本の中小全産業があげて齒を食ひし

ばった思いで日本経済の自立達成のために、いろいろの不満と不平をこらえながら、全力をあげて経済再建のために戦つております。そういうときに当りまして、ひとり砂糖業者のみがわが世の春をうたうようなこと、あるいはまた何ぞ知らん、その裏面におきましては、世間とかくうらわさをされるような事態がかりに事実だといたしますれば、きわめてゆゆしき問題だと私は考へておるのでありますが、大蔵大臣はこうした問題につきまして、何かお聞き及びのことがあったかどうか、その点をまずうと伺いたい。

○一萬田国務大臣 何も私報告を受けておりません。

○川島(金)委員 おそらく大蔵大臣も耳が有り目があるものでありますから、知つておるでありましょう。聞いたのだらうけれども、しかし聞いていないと言つた方がまことにこの席ではない、こつち御都合主義の答弁のよう

に思ひます。それではさらにお伺いいたしますが、精糖会社から大蔵省なりあるいは国税庁が当然に徴収すべきところの消費税があります。この消費税は一、二カ月の猶予期間がありますけれども、このたびの委員会に配付されました各会社の貸借対照表を見ますと、目勘定で勘定しただけでも実に一、二億の猶予期間があるからさういふことになるであらうと言つてしまふべき程度でありますけれども、実に百億近く消費税未納分が各会社にそれぞれ計上されておる、なるほど二月の猶予があるのだから、そのくらいになるであらうと言つてしまふべき程度であります、私も国民の立場から申し上げま

すと、たとい一千万円の税金を滞納いたしましても、大蔵大臣御承知の通り、税務署からやかましく督促をされる、その次に督促状、次には差し押え、その至るところに行かれております。そのおかげをもつて、中小企業のある面においては、心中をしたり自殺をしたりというような事態、あるいは発狂して痛まじき姿になつたという事態さえもこの国内には多いのであります。さういふように、一面には弱者には血も涙もないような徴税処置をとつておきながら、一方さういふ大きな会社、しかも独占事業にひとしいような精糖会社の徴税に対しては、何となく手ぬるい、こつち御都合主義の答弁のよう

に思ひます。それではさらにお伺いいたしますが、精糖会社から大蔵省なりあるいは国税庁が当然に徴収すべきところの消費税があります。この消費税は一、二カ月の猶予期間がありますけれども、このたびの委員会に配付されました各会社の貸借対照表を見ますと、目勘定で勘定しただけでも実に一、二億の猶予期間があるからさういふことになるであらうと言つてしまふべき程度でありますけれども、実に百億近く消費税未納分が各会社にそれぞれ計上されておる、なるほど二月の猶予があるのだから、そのくらいになるであらうと言つてしまふべき程度であります、私も国民の立場から申し上げま

す、たとい一千万円の税金を滞納いたしましても、大蔵大臣御承知の通り、税務署からやかましく督促をされる、その次に督促状、次には差し押え、その至るところに行かれております。そのおかげをもつて、中小企業のある面においては、心中をしたり自殺をしたりというような事態、あるいは発狂して痛まじき姿になつたという事態さえもこの国内には多いのであります。さういふように、一面には弱者には血も涙もないような徴税処置をとつておきながら、一方さういふ大きな会社、しかも独占事業にひとしいような精糖会社の徴税に対しては、何となく手ぬるい、こつち御都合主義の答弁のよう

に思ひます。それではさらにお伺いいたしますが、精糖会社から大蔵省なりあるいは国税庁が当然に徴収すべきところの消費税があります。この消費税は一、二カ月の猶予期間がありますけれども、このたびの委員会に配付されました各会社の貸借対照表を見ますと、目勘定で勘定しただけでも実に一、二億の猶予期間があるからさういふことになるであらうと言つてしまふべき程度でありますけれども、実に百億近く消費税未納分が各会社にそれぞれ計上されておる、なるほど二月の猶予があるのだから、そのくらいになるであらうと言つてしまふべき程度であります、私も国民の立場から申し上げま

す、たとい一千万円の税金を滞納いたしましても、大蔵大臣御承知の通り、税務署からやかましく督促をされる、その次に督促状、次には差し押え、その至るところに行かれております。そのおかげをもつて、中小企業のある面においては、心中をしたり自殺をしたりというような事態、あるいは発狂して痛まじき姿になつたという事態さえもこの国内には多いのであります。さういふように、一面には弱者には血も涙もないような徴税処置をとつておきながら、一方さういふ大きな会社、しかも独占事業にひとしいような精糖会社の徴税に対しては、何となく手ぬるい、こつち御都合主義の答弁のよう

に思ひます。それではさらにお伺いいたしますが、精糖会社から大蔵省なりあるいは国税庁が当然に徴収すべきところの消費税があります。この消費税は一、二カ月の猶予期間がありますけれども、このたびの委員会に配付されました各会社の貸借対照表を見ますと、目勘定で勘定しただけでも実に一、二億の猶予期間があるからさういふことになるであらうと言つてしまふべき程度でありますけれども、実に百億近く消費税未納分が各会社にそれぞれ計上されておる、なるほど二月の猶予があるのだから、そのくらいになるであらうと言つてしまふべき程度であります、私も国民の立場から申し上げま

す、たとい一千万円の税金を滞納いたしましても、大蔵大臣御承知の通り、税務署からやかましく督促をされる、その次に督促状、次には差し押え、その至るところに行かれております。そのおかげをもつて、中小企業のある面においては、心中をしたり自殺をしたりというような事態、あるいは発狂して痛まじき姿になつたという事態さえもこの国内には多いのであります。さういふように、一面には弱者には血も涙もないような徴税処置をとつておきながら、一方さういふ大きな会社、しかも独占事業にひとしいような精糖会社の徴税に対しては、何となく手ぬるい、こつち御都合主義の答弁のよう

に思ひます。それではさらにお伺いいたしますが、精糖会社から大蔵省なりあるいは国税庁が当然に徴収すべきところの消費税があります。この消費税は一、二カ月の猶予期間がありますけれども、このたびの委員会に配付されました各会社の貸借対照表を見ますと、目勘定で勘定しただけでも実に一、二億の猶予期間があるからさういふことになるであらうと言つてしまふべき程度でありますけれども、実に百億近く消費税未納分が各会社にそれぞれ計上されておる、なるほど二月の猶予があるのだから、そのくらいになるであらうと言つてしまふべき程度であります、私も国民の立場から申し上げま

す、たとい一千万円の税金を滞納いたしましても、大蔵大臣御承知の通り、税務署からやかましく督促をされる、その次に督促状、次には差し押え、その至るところに行かれております。そのおかげをもつて、中小企業のある面においては、心中をしたり自殺をしたりというような事態、あるいは発狂して痛まじき姿になつたという事態さえもこの国内には多いのであります。さういふように、一面には弱者には血も涙もないような徴税処置をとつておきながら、一方さういふ大きな会社、しかも独占事業にひとしいような精糖会社の徴税に対しては、何となく手ぬるい、こつち御都合主義の答弁のよう

に思ひます。それではさらにお伺いいたしますが、精糖会社から大蔵省なりあるいは国税庁が当然に徴収すべきところの消費税があります。この消費税は一、二カ月の猶予期間がありますけれども、このたびの委員会に配付されました各会社の貸借対照表を見ますと、目勘定で勘定しただけでも実に一、二億の猶予期間があるからさういふことになるであらうと言つてしまふべき程度でありますけれども、実に百億近く消費税未納分が各会社にそれぞれ計上されておる、なるほど二月の猶予があるのだから、そのくらいになるであらうと言つてしまふべき程度であります、私も国民の立場から申し上げま

す、たとい一千万円の税金を滞納いたしましても、大蔵大臣御承知の通り、税務署からやかましく督促をされる、その次に督促状、次には差し押え、その至るところに行かれております。そのおかげをもつて、中小企業のある面においては、心中をしたり自殺をしたりというような事態、あるいは発狂して痛まじき姿になつたという事態さえもこの国内には多いのであります。さういふように、一面には弱者には血も涙もないような徴税処置をとつておきながら、一方さういふ大きな会社、しかも独占事業にひとしいような精糖会社の徴税に対しては、何となく手ぬるい、こつち御都合主義の答弁のよう

に思ひます。それではさらにお伺いいたしますが、精糖会社から大蔵省なりあるいは国税庁が当然に徴収すべきところの消費税があります。この消費税は一、二カ月の猶予期間がありますけれども、このたびの委員会に配付されました各会社の貸借対照表を見ますと、目勘定で勘定しただけでも実に一、二億の猶予期間があるからさういふことになるであらうと言つてしまふべき程度でありますけれども、実に百億近く消費税未納分が各会社にそれぞれ計上されておる、なるほど二月の猶予があるのだから、そのくらいになるであらうと言つてしまふべき程度であります、私も国民の立場から申し上げま

は、そのときの代金の回収関係は、そのときどきの市場の状況によりまして、売手市場になれば回収が早くなり、買手市場になれば回収がおそくなる。そうした関係でいろいろそのときどきに変わりますが、税の関係においてあまりその間に、今月までは二カ月、しかし来月は一カ月にし、また今度逆に二カ月にする、そういったようなことにしますのも、会社の方の経理の見通しなどから見てもいいか、か、こういうふうな考え方から、できればやはりできるだけ安定した姿のもので行きたい、これが実は一つあります。昨年いろいろ御批判を受けて調べてみましたところ、どうも三カ月では少し長過ぎるというので、二カ月に縮めまして、その後また一年もたつておりませんので、さらにもっと検討したいとは思っておりますが、あまりひんびんと変えるのもどうかというので、現在までは少くとも二カ月になった、こういう事情でございます。

○井上委員 ちよつと関連して。ただいま主税局長の方では、昨年この問題が取り上げられたときに、いろいろ調べた結果、どうも三カ月では長過ぎるから、二カ月が妥当であろうというので、二カ月に縮めた、こういう御答弁では、二カ月待つてやらなければならぬ取引をしておる実情がありましたか。それから国税庁の方は、一体税金を取り立てる方ですが、現実には砂糖に庫出課税をやります場合に、荷物が出ますと翌日決済、よほど長いところ、私の調べたところによると、一週間ないし二週間、これは北海道あたりまで荷物が行きます関係で、そういう

ことになる。その他は全部翌日決済、売買契約は成立いたしましたとしても、その月中に荷物を引き取らなければ、売買契約が破棄される、こういう商習慣になっております。それをどこからどう考えても、二カ月待たなければならぬという一切の材料が上つて来ないのであります。私は現実にはそういう商習慣が行われて、税を徴収するのには円滑にしたという立場からおやりになることについて、文句を言うておるのではありません。そういう実態がないうのに、どういふわけでこれほど大きな金を——これはわれわれの納めた税金なんです。われわれの納めた砂糖消費税がそこでストップしておる。一カ月四十億という大きな金が遊んでおる。二カ月では八十億になりますよ。今日これだけの大きな金を融通する金融機関が一体どこにありますか。特殊な産業にそんな大きなまとまった金を融資する金融機関はどこにもないのであります。しかるに、政府がみずからこれだけの大きな金を無利子でもって金融をしておることに、裏づけたにはあるのではありませんか、国税庁は一体どういふ調査をして税金をとつておるのですか。その点、渡辺さんが去年お調べになったときに、二カ月くらいは待たなければならぬだろう、そういうことで二カ月待つてことになったのです、そのときに長期の取引をやつておる実情はどこにあったのですか、それを具体的に御説明をお願いしたい。

○渡辺政府委員 昨年の調査の点につきましては、今手元に資料を持っておりますので、これはちよつと時間的御猶予をいただきたいと思つております。そのときの調査について私が今記

憶しておりますところでは、大部分の砂糖会社が、いわば自分の販売部のようなものを別会社にしておりまして、そうしてその会社と砂糖会社との決済は一つございまして、その販売部のような別会社が一応大御になりまして、そしてそれが小御あるいは小売、こういうふうな品物を渡していく、それが販売部の場合でございますと、ある程度の期間がかかるが、それが別会社なものがゆえに、割合に砂糖会社としては早く決済ができるというふうな一応の姿があつたやうであります。従いまして、その別会社のもので一体どう考えていくかといったような点になりますと、必ずしも井上さんのおっしゃるきよう売つてあつた金が入るといった問題ではなかつたように思つております。ただそれが正確に二カ月という数字になつたかどうかというのは、私は記憶いたしません、もう一つそのとき配

○大槻説明員 ただいま主税局長から答弁がありました、私も昨年のその当時の資料を詳細に記憶しておりますが、井上委員のお話になつたやうな短かい取引のものもあり、さらに取引形態として二カ月あるいはそれ以上かかるものもあり、いろいろその取引の相手と申しますか、会社により実態がいろいろな形があつた、そのように私記憶しております。それこれの実態を通じて、二カ月まで縮めることが妥当である、こういう結論に到達した、こういうことでございまして。なおその取引形態の詳細等はただいまここに資料を持ち合せております。

○井上委員 大蔵大臣に一点伺つておきたいのですが、ただいま質問をいたしておりますように、実際は会社から庫出しをいたします場合は、ほとんど大部分が御を中心にする特約店でありまして、従つて特約店が荷物を引き取ります場合は、直ちに引き取つた翌日決済ということになっておる。そういう実情にあるのです。それを二カ月も延納を認めるというこの処置は、大蔵大臣として妥当なる処置とお考えになりますか。

それから大蔵さんに伺うのですが、その二カ月以上にもなつておる会社があるというのですが、それはどの会社ですか。実際はあなたが税を徴収しておる最高責任者ですから、具体的にどの会社が二カ月の長期の取引決済をやつておるかというのを明確に願いたい。抽象的ではいけません。

○一萬田国務大臣 二カ月が適当であるかどうかという点については、お返事ですが、これは私としてみましては、金額、期日、期間等につきましてよく検討を加へたいと思ひます。

○大槻説明員 具体的にどの会社がどういふ取引形態にございせんが、いろいろ取引の形態に種類があつた、お話のように短かいものも確かにあつたことを承知しております。しかし総じて

結論的にその取引の実態をにらんで、二カ月が適当であるという結論を出したことを記憶しております。

○井上委員 ちよつと大蔵さんに伺ひますが、精糖会社の砂糖の消費税の延納を認められております。それで会社は、あなたが実際記憶にないほどというようにたくさん会社じゃありませんよ。そんなに何百も何千も会社があるのと違ひます。中心になつておる会社はわずかにここに出ておる十八社しか全国にありません。その十八のうちで、どれどれとが一体そういう長期の取引をしておるか、そのくらいのことがある方ではわからないでどうしますか。そんなことがわからないで一体税の最高行政ができますか、そんなだらしない答弁はありませんよ。何十も何百もあるなら、それはちよつとわからぬということも言えます。しょうけれども、わずかに十八しかないじゃありませんか、十八のうちどれどれかと聞いておるのです。

○大槻説明員 私その当時の記憶でそういう記憶があるものから申し上げまして、具体的にどの会社がどういふ実態を承知していませんことから生じた私の答弁の至らない点があることにつきましては、御了承を得たいと思ひます。なお取引の実態についての詳細な実情は、ただいま別に調べさせておりますから、それを得て正確に御答弁いたしますのが適当かと思ひます。

○井上委員 国会をごまかしたらいけませんよ。主税局長もそうですよ。これは昨年まで三カ月延納を認められておつたのです。ところが調べたところが、そういう事実もなくなつてきたから、二カ月にするが妥当であろうとい

うことで二カ月に縮めた、そうすれば、そのときにすでに、わずかに十八くらゐの会社ですから、このうちどことこの会社が、いわゆる子会社を作つて末端の取引までやつておる関係から、こういう事態が起つておるといふくらいのことからいふとどうしてやれませんか。何十億という金を動かしてゐるのですよ、それがあなたの方にわらないでどうします。そんなだらしのな話はありませんよ。

○渡辺政府委員 私の方で調べました資料によつて、どの会社とどの会社がどうなつてゐるというところは当然答弁ができません。ただ私は手元にそれを持つておられますので、どうも私の頭が記憶が悪いので、非常におしかりをこらうむつて恐縮なのですが、あれは去年の夏だと思ひます。そのときに一応ずつと見てみました。そしてかなり多くの会社が子会社を作つてゐたことを覚えていますが、その会社のどれがどう作つてゐたといふことは、この問題を二カ月に縮めたことで、一応そのときの問題としては片づいたものでございまして、大体それで忘れてしまつたわけなのでございます。ただその書類はもろろん残つておられますし、それから同時に最近の状況につきましては、井上委員からも御要求がございまして、現在調査を整理しておりますので、これは非常におしかりをこらうむつて恐縮なのですが、できるだけ早い別の時期に、さらに資料としても提出し、正確な御答弁ができるようにしたいと思つております。

○井上委員 私は申し上げておきますが、現実の取引において、そういう長期の決済を待つてやらなければならぬといふ事態があるなら、それまで私は認めないといひません。ところが、私が常識的に今日砂糖取引の実情を調べたところから、そういうことはほとんど行われていないといふことが明らかになつてきたから、ここで問題にしておるわけなんです。だから、あなたの方でそういう実態があるといふから、その実態を私どもの方にお示しを願つた上でこの問題はさらに御検討申し上げますが、同時にこの際、特に資料として出していただきたいのは、酒の方の延納といひますか、それはどのくらい認められておるか。ガソリン消費税はどのくらい認められておるか。特に關稅で大きな延納を認められてゐます部分について、それぞれその品目、税額、延納の期間、延納を認められておる主要会社等一つ資料としてお出しを願ひたい、これだけお願いを申し上げておきます。

○渡辺政府委員 今の資料要求でございますが、税目別に金額とか、あるいは延納の期間、これは出ます。従ひまして、これはいづれか最近の一つの時期をとつてしまふと金額が異なりますけれども、これは出しますが、会社別といふことにはなりません。これは数が多い分は考えられますが、酒の会社のようにになりますと、御承知のように数が多くなりまして、物品税になりまして、非常に数が多くなりますので、われわれの方でいづれ井上さんの御意向も伺いたいと思ひますが、数の少ない部分についてはある程度会社別に出すといふことは、これはちよつと作業できませんので、その点だけ御了承願ひたいと思ひます。

○川島(金)委員 長くなりますからこれでもやめたいと思ひますが、最後に、精糖会社の消費税の問題は、大蔵大臣も今お聞き及びのような実情でございまして、どうぞ一つさらに御調査を願ひまして、国民が納得のできるような姿に置きかえてもらひたい、これを私は強く要望するのであります。大体この砂糖の原価といふものは、私の調べたところによりますと、一斤二十三、四円、それがわれわれ国民消費者が買ひますときには九十円ぐらゐるというふうなべらぼうな価格になる。もつともこれは原糖の値段でありますから、それに加工賃とか運賃とか入りますことはわれわれも認めます。それにいたしまして、加工賃はわずかに一斤について十円内外、そうして原料の値段は二十二、三元、それが消費者の国民がなめるときには百円近くで、九十円も払わなければならぬ、こゝういふような状態です。そこで砂糖の超過利潤吸収制度といふものを政府が考えられたのでありましようが、こんな程度では、私は砂糖を国民大衆が安く適正な値段で消費するといふことにはならない、むしろ逆に、こんなことになると今の高い値段でもって安定してしまふ。そしてその結果として、国民がいたずらに高い砂糖をなめさせられてしまふ。こゝういふことにならざるを得ない。そして一方において若干の国庫収入がある、こゝういふことで終つてしまふのでなからうかと私は思ふ。この砂糖の問題については、いかにしたらそれが国民に適正な値段で売渡されるか、消費できるかといふことについて、政府としては考えなければならぬことであらうと私は思ふ。

は思ふ。利潤吸収制度、そんなことはほんとうに末の末の技術だと私は思ふ。それよりもつと根本的に、砂糖といふものはどういふ姿に置くのが国民のためであり、日本経済のためであるかといふことを、私は大いに研究をしてみたいと思ふ。そこで河野農林大臣は、内閣を組織すると同時に、いきなり砂糖の専売制といふものを発言したことがあるのですが、一体あれはどういふことになつておるか、大蔵大臣お聞き及びでありませんか。

○一萬田國務大臣 砂糖の専売制を農林大臣が考へておつたか、こゝういふことですか——私よく聞いておりません。

○川島(金)委員 そこで専売制をとらない限りにおいて、一体砂糖の適正な価格といふことで安定帯を置くといふのは、どういふ具体的な方法があるのですか。私は、この利潤吸収制度程度ではそんなことはできない、そう信じておられますが、政府は、この程度だけで一体砂糖といふものが適正な値段で国民に消費されるという確信と見通しを持つておられるのですか。それとも、他にまたさらに別な方法を考へておられるか、その点はいかがですか。

○一萬田國務大臣 非常に大切な問題でありますので、これは一つ通商大臣と農林大臣ともよく相談しまして、適切にやつていきたいと思ひます。

○松原委員 次に大平正芳君。

○大平委員 所得税の問題につきまして、若干質疑をいたしたいと思ひます。預金利子の免税問題につきましては、同僚の東村君からも執拗な御追及があつたのでございまして、すでに預金につきましては、御承知のように無記名

預金に踏み切つたし、それから源泉分離課税にいたしましたし、税率もさらに下げたといふことで、ほかの要因も作用いたしまして、だんだんと資本の蓄積ができて参りましたことは御承知の通りでございまして。そこで銀行側は蓄積がふえましたから、だんだんと日本銀行の貸出しに依存する面も軽減されてきておるのを見受けられて、これはけつこつな傾向だと思つておりますが、ただ一方事業体の方の借入金過多の現象は、その後ちつとも改善を見ていないように存じておるのでございます。特にこゝしの産業資金の供給見込みを政府が御発表になつたところによりまして、株式につきましても、昭和二十九年度は千八百八十億円、昭和三十年度は千二百億と、ほとんど變りがない金額になつておりますし、社内留保の方は、逆に千八百五十億から千八百億に減つておるといふような数字が出ておるのでございます。この事業体の方の借入金過多の現象をどのよう

に解決するかといふことは、これは税制だけでいける問題ではありませんが、よほど根本的な対策が必要だと思ふのでございまして、今度の政府の御提案になつております予算案、主として税制面につきましては、自己資本の配当所得について何らの新しい施策が見られないのでございまして、政府の方では、税制でなくて、何か別な方法で自己資本の充実といふか、借入金過多の現象を解消していくために御政策をお持ちなのかどうか、その点をまず伺いたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 お答えします。企業の借入金が多い。この改善については、実はほんとうに苦慮いたしておる

のでございますが、結局これは私の考
えでは、まずできるだけ内部保留がで
きるようにならうと考えております。し
かし内部保留するのには、企業はやは
り利益を上げないとかなかなかそうはい
かない。ですから、結局今借入金と自己
資金との関係がアンバランスになって
おりますから、増資ということも考え
ていかなければなるまい。あるいはま
た借入金で短期のものがすでに長期に
固定しておるというものは、まあ社債
にかえる。しかしこういうような借入
金の間違ひは、やはり外部の何による
のであります。そういうふうな借入
金を安定しつつやうて行く。むろんそ
ういうふうな資金の蓄積を待つて徐々
にオーバー・ボローイングが解消するこ
という本筋とともに、適当な時期が来て
適当な方法があれば、政策的にも解消
することを助長して行きたい。とりあ
えずは、私はこのオーバー・ボローイン
グというのがある程度解消しつつある
と思うのですが、何にしてもこの負担
をまず軽くするということが一番大事
なのじゃないか。言いかえれば金利が
下って行く、金利が下るといふことは
蓄積資金が豊富になる、こういうふう
な方向にまずいきたい、こういうふう
に思っておりますが、税の上等におき
まして、今回は特に社内保留を法人
税等において四二%を四〇%に下げ
ているという程度にとどまっております
が、今申したような方向でいきたい
と思っております。

○大平委員 さて産業資金の供給見込
みを見ますと、預金の方では、昭和二
十九年度が五千九百億、それが三十年
度は六千二百億になるのだ、貸し出し

の方は三千七百億が四千九百億になる
のだというふうな数字を出しておるの
であります。逆に社内保留や株式の
方は至つて貧困な数字になっておるの
です。アンバランスがますますひどく
なつておるような感じがするのでござ
います。つまり自己資本と他人資本と
の割合が権衡をますます失墜しつつあ
るような感じがする。ちやうどそうい
う時期に、政府の方では預金利子の免
税をやろう、こういう思い切つたアク
ションに出られておるわけでございます
が、預金利子免税によりまして一体
どのくらい資本の蓄積が実現可能か
というふうな、こないだの奥村君の御
質問に對しましては、政府の方では確
たる見通しはまず持っていないよう
です。もつとも非常に推定がむずかしい
のだらうと思ひますけれども、全体と
して受ける印象は、まあ何か役に立つ
だらうというぐらゐのお氣持じやない
かというふうに私も受け取つたので
ございます。こゝにいつたアンバラン
スがますますひどくなつておるとき
に、その上にさらに預金利子につい
て、しかも非常に確信を持つて、これだ
けの蓄積は可能にするのだという非常
な熱意が見られないような御提案があ
るのでございます。一体こういう状
況で、この配当を通じまして自己資本
を充実さしていかうということに非常
な支障を来しはしないか。言葉をかえ
て言へば、臨時課税になつておつたこ
と、さらに今度は全免せよということ
になります。かりにそれが時限立法
といひましたとしても、これを撤廃するこ
うことはなかなか困難だと思ひま
す。そうしますと、今株を持つておる
者が、ちやうど市況がこういう停滞の

時期でございますから、株を売つて
預金にくらぐえする、あるいは貸付信
託の方にいくというふうな現象が起る
ことを予想しなければならぬと思ひ
ます。けれども、金融界にさういつた異
変が起らないという自信があまりかど
うか。つまり預金利子と配当所得との
間のバランスがこれでとれておるとい
う確信を持てるのか、もう一つは、
こゝにいつた措置を講ずることによりま
して、株式の売却等が横行いたしまし
て、預金や貸付信託の方に逃げる傾向
を助長しやしないか、そういう点に、
さういふことは起らぬのだという確信
をお持ちかどうか、お伺ひいたした
い。

○一萬田國務大臣 御心配は非常にご
もつともだと思ひます。それでできる
だけ、できるだけというところまで悪
いけれども、十分事務的な利回りの計
算も見えておるわけでございます。な
おさういふ情勢でもありますれば、こ
れは当然私は預金利息をむろん下げ
ていくという方向でこれは是正してい
く。それで一そう貸出金利も下げてい
く。こゝにいつた資金量の増加、これは
相当増加をしないと、さういふ情勢は
私は成立しない、さういふふうと思
つております。個々におきまして、ある
者が株を売つて預金にする、預金を引
き出してまた株を買う。個々の場合は
いろいろありましようが、大勢的に見
てさういふふうな氣配があるというこ
とは、当然資金量がふえていく、当然
預金の金利も調整をすべきだ、金利の
引き下げという、こゝにいつたことにな
るという考え方です。

○大平委員 そこで主税局長にお伺ひ
しますが、配当所得というのはいく
らくあるものでしょうか。
○渡辺政府委員 配当所得という言葉
は、おそらく個人の関係ですね。
○大平委員 個人の……
○渡辺政府委員 しかし一応現在で
は、源泉課税しておりますのは、個人
と法人と両方合せてやっております
が、必ずしも両方ばかり区別した数
字は出ておりませんが、いわゆる配当
金額として一応考えられておりますの
は、二十九年年度におきましては八百
七十億、三十年年度でもつて九百四十
億、こゝにいつた数字に考えております。
○大平委員 それの法人、個人の別は
わかりませんか。
○渡辺政府委員 正確な数字はわかり
ませんが、個人は五割五分、法人が四
割四分というのが過去における大体の
数字でございます。
○大平委員 そうしてこの配当金です
ね。これを税務当局では、完全に今總
合課税になつておるわけですが、一体
捕捉できておるのですかどうか。
○渡辺政府委員 その点になります
と、国税庁からあるいは御答弁申し
た方がいいかとも思ひますが、われわれ
の見えておりますところでは、現在支払
い調書は一件三千円以上の分について
出しつておるわけですから、この支払
調書によりまして大体課税をしており
ますが、所得の小さい人の場合にお
きましては二割五分の控除、現在であ
りますと、一割五分の源泉課税、さう
いうことで大体四割になりますので、
総合課税してみても、それほどす
ぐに税金にならぬ分もある程度ありま
す場合は、どこまで的確に追いかけて

いるか、多少疑問を持つております。
それから支払い調書につきましても、
住所、氏名などにおきまして必ずしも
正確に出ていない場合がある。それは
総合できない資料として、また元へ
返して調査し直すこととしております
が、それが常に円滑にやつておるとい
うことには必ずしもいつていないの
じやないかと思つております。ただし
かし、大きな所得者に関します限り
においては、相當的確なる課税ができて
いるものと思つております。

○大平委員 だとしますと、八百七十
億、こゝにいつた九百四十億といふのは
まの配当ですか、課税の対象になつて
おるといふか、もつと正確にいへば、
三千円以下の資料がこない分もみな含
めておるのですか。
○渡辺政府委員 今申し上げました数
字は、御承知のように配当については
二つの関係で課税が出ております。第
一は配当の源泉課税、この源泉課税
は、会社が支払うときに課税している
もので、そのときに一応数字が出ま
す。それからあとの方でまた総合課税
になりますので、いわゆる総合課税の
数字として配当所得の数字が出て参る
わけでありまして、ただいま申し上げ
した数字は、源泉課税として把握され
ている分、従ひまして会社が支払う分
でありますから、この分につきまして
は、法人の分も入つておりますし、個
人の分も入つております。と同時にこ
の場合におきましては、今の三千円の
資料とか、さういふことに関係いたし
ませんで、的確に一応源泉徴収がされ
ているというふうに思ひます。

○大平委員 どうもそこがちよつと私
にはあいまいなんです、源泉による

配当所得が今百三十数億になったと思ひますが、それで八百七十億、約九百億四角の配当金というものは、これからいろいろな控除があったり、補提が十分でなかったり、あるいは他人名義その他で散つてしまふというような、総合される過程までには逃げる分だと思ひますが、総合課税で一番締めくくつた最後の配当所得でどれくらいの税金がとれておるものか。私の申し上げる意味は、つまり源泉でしぼつて、そして総合でしぼり上げられておるすけれども、その過程にいろいろ複雑な事情で補提しきれない分もあるだろう、この二重課税の方式でどれだけの実益が上つておるのか、その点を的確につかみたいのです。今の御説明ではどうもわかりかねるのです。つまり総合で二重にバック・アップしていく効果です、それを少し御説明願ひたい。

○渡辺政府委員 総合課税の中で、税点以下でもつて一免税点といひますか、あるいは課税にならないで入つてくる分とかいろいろござひますが、とにかく一応課税になるものとしてわれわれの方で計算しておりますのは、百七十億という数字を考えております。結局先ほども申しましたように、小さな額の場合におきましては割合に散逸的な結果になると思ひますが、大きな所得者におきましては、相當的確につかんでゐるものと思つております。現在高額所得者の中で、特に配当取得の大きい人を見て参りますと、名前をあげるのとはどうかと思ひますが、たとえばブリヂストン会社の社長さんであるとか、そういうたよな意味の、同族会社ではありませんが、かなり同

族会社的な色彩を持つ会社の首脳部で、相當大きな株を持つてゐるような人の面が非常にはつきり表に出ております。こういうものにつきましたは、そう課税漏れがあるというふうにはわれわれは思つておりません。従ひまして課税漏れがあるとすれば、いわゆる小株主の分——もつともこれも方々の会社の株を分散的に持つてゐる場合においては、あるいはその金額も相當の額に上るといふことも考えられるのであります。大きな会社、大きな配当につきましては、相當的確な把握ができる、その分だけで大体今申しました百七十億くらいは予定されるのではないかと、かように考えております。

○大平委員 それでは逆に源泉一本にしてしまふと、今あなたが言われるような高額の方が逃げていくという欠点は確かにあるのですが、配当所得五十万円以上とか、三十万円以上とかいう一定の限度を設けて、その上は総合にするんだというようにすることは税務行政上非常にむづかしいことですか。

○渡辺政府委員 技術的に見ますと、それはおそろしく現在の総合課税の建前でそのまゝやつて、そのあとで分離するとかしないとかいうような問題になつてくるのではないかと思ひます。現在としてしまふは、要するに山林の所得のようなものですが、あつていふやうな姿になつてしまふのではないかと。それはやればやれないことではないと思つておりますが、非常に妙な姿になつてくるのではないかというふうに思つております。

○大平委員 今度法人税の税率を四二%から四〇%に下げられておりますが、所得税法の何条でしたか、農協であるとか、あるいは中小企業協同組合等の特別な法人は三五%で課税されてゐると思ひますが、これはそのまゝ据え置きになっておりますが、農協等の三五%の税率を適當とされてゐる法人は税制上大してふえてもよいから、一応そのまゝにしておこうというのですか、また検討されて、こゝにいたつたものは手をつけなくても十分バランスがとれるのだというお考えなのですか。

○渡辺政府委員 その点につきましては、いろいろ検討してみたのでござひますが、過去の事例から見ても参りますが、普通法人も、今御指摘になつたやうな法人も、一応シャープ税制の際には三五%で課税されてゐたのであります。その後普通法人だけに参りました引き上げが行われたのであります。これを元の姿に戻してはよいという声は相當高いという点も考へまして、一応四二%から四〇%にしたという点が一つござひます。それとも一つ、これは大平委員よく御存じですが、現在におきましては、これは別の見地ではござひますが、そういう組合につきましては、資本金の四分の一の留保分に対して税金を免除してゐるのであります。今度中小企業協同組合等につきましては、そういう点をさらに考慮するといふことも入れてござひますので、法人税の引き下げの幅が大きければさらに検討すべきであると思ひますが、二%の引き下げでござひますので、その方面の税率については手をつけなかつた次第でござひます。

○大平委員 こまかい問題は相當ござひますが、きょうは大蔵大臣に対する質問でありますから、あとに譲ることにいたしまして、最後に大臣に一言お伺ひしたいたひのですが、先ほど川島君の御質問中、税制調査会なるものを設けるというやうなことをおつしやいました。私も初耳でござひますが、一体いつごろどういふ構想で設けられるのか、具体的に何つておきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 まだ具体的に構想までは立つておりませんが、なるべく早い機会によく相談をしまして——私の考えでは、ほんとうによくわかる人々にお願ひをして、実効の上より人々といふことを考えております。

○山本(勝)委員 関連して伺ひますが、ただいまの大平君の質問は非常に重大な質問であると思ひます。配当の所得と金金の所得との間にバランスがくずれようとなることがあれば、預金の利子を引き下げるというやうな御答弁があつたやうであります。そう了解をいたしましたのであります。預金に対しての税金を免除するという建前を一方でとつておいて、そうして配当所得との間にバランスがくずれてきた場合には、預金の金利を下げるという考へ方をすると、税金を免除したという意味は結局なくなつて、資本蓄積といふものを盛んにするといふ目的が消えてしまひやせぬか。むしろバランスがくずれてきたやうな場合には、ただいま大平君から質問されたやうに、配当所得の総合を全部やめるといふことは、主税局長が言われるやうに大きな所得者から税が取れないといふことになりましようが、すでに三千円以下といふものは報告する義務がないといふので、金額は少いですが、一定の額以下のものは総合を事実上免除しておることと同じになつておるのですから、その場合三千円といふことでなしに、一つの銘柄で五十万とか三十万とかいふやうな限度を置いて、それ以下は総合を取らないやうな考へ方にしたら——どの限度をとるか別でなければ、その考へを進めていつてもらうべきではないかと思ひます。結局源泉における税率は高くても、これは最初に取り立てしまりのですから、めんどろはない。事実となつてもさうだと思ひますけれども、あとになつて配当の所得を書き出すといふことはなかなかめんどろだ。それを書き出さなければ脱税といふことになり、結局正直者がばかを見るということになるから、源泉の所得税率を一割五分を一割に下げるといふことよりも、それは一割五分のままでよい。なるべく総合の方をやめて申告をしないでもよいやうにして、三千円といふのをもう少し限度を上げて、たとえば一つの銘柄で千株とか二千株くらい持つておる程度のものは申告しないといふといふことに考へを進めていつてもらうべきじゃないか、これは御考慮を願ひます。主税局長だいたひ意見がありさうですから、意見があつたら聞かせてもらひたい。

○渡辺政府委員 いずれまたあらためて御答弁申し上げる機会もあると思ひますが、ただ一言だけ申し上げておきます。現在の三千円といふのは、これは一回の支払いになつております。従ひまして配当率によつて違ひますが、大体千株程度の場合におきまして、現在の三千円のものにこれに該当して、これだけを一応申し上げておきます。

ものは総合を事実上免除しておることと同じになつておるのですから、その場合三千円といふことでなしに、一つの銘柄で五十万とか三十万とかいふやうな限度を置いて、それ以下は総合を取らないやうな考へ方にしたら——どの限度をとるか別でなければ、その考へを進めていつてもらうべきではないかと思ひます。結局源泉における税率は高くても、これは最初に取り立てしまりのですから、めんどろはない。事実となつてもさうだと思ひますけれども、あとになつて配当の所得を書き出すといふことはなかなかめんどろだ。それを書き出さなければ脱税といふことになり、結局正直者がばかを見るということになるから、源泉の所得税率を一割五分を一割に下げるといふことよりも、それは一割五分のままでよい。なるべく総合の方をやめて申告をしないでもよいやうにして、三千円といふのをもう少し限度を上げて、たとえば一つの銘柄で千株とか二千株くらい持つておる程度のものは申告しないといふといふことに考へを進めていつてもらうべきじゃないか、これは御考慮を願ひます。主税局長だいたひ意見がありさうですから、意見があつたら聞かせてもらひたい。

○松原委員長 横路節雄君。

○横路委員 大蔵大臣にお尋ねいたします。昭和三十年年度の財政投融資の資金計画によると、余剰農産物資金のうち、農業開発に三十億を使うことになっておりますが、具体的な計画内容がきまつておれば一つお示し願いたい。

○一萬田國務大臣 まだ具体的には決定いたしておりません。

○横路委員 政府の方としても、昭和三十年年度の予算については、早く衆議院側であげること努力をしておるのだらうと思うのですが、この余剰農産物資金の協定の方の今の進行状況はどうなっておりますか。

○一萬田國務大臣 この余剰農産物は、近いうちにアメリカ側と話が妥結する見通しになっております。

○横路委員 近いうちというのはいつごろですか。これは、当然大蔵委員会には特別会計法について出さなければならぬし、当然予算が通るまでに昭和三十年年度の財政投融資資金計画もあわせて具体的に用さなければならぬと思うのです。これだけを通していただいて、あとになって大蔵委員会に出す。また別途特別会計については予算委員会にかけるといふのはおかしいと思ふ。具体的にはいつごろ協定ができるのですか、その進行状況はどうなっておりますか。

○一萬田國務大臣 経審長官がこの交渉の衝に当たっておりますが、長官の予算委員会の御答弁で、今月一ぱいで大体妥結する見通しだと言つておつたように私考しております。

○横路委員 そこで開発銀行の点についてちょっとお尋ねしたいのですが、

本日は先ほどいろいろ金利の問題についてお話がありました。大蔵大臣は、造船関係の金利については、開発銀行はどうかというところは御承知になっていらつしやると思ふのです。——これは御承知のように三分五厘になっておる。そこでこの点については、当初はたしか五分に下げ、五分と三分五厘との差額については、昭和二十九年年度については、当初はいわゆる利子補給をすることになっておつたが、去年の初めの国会で、当時の運輸大臣と開発銀行總裁との間で話し合ひをつけて、内閣操作でやるといふことになった。

○一萬田國務大臣 石炭は一朝くらいになっておると思ふ。炭住の方は五分でございます。

○横路委員 この点は、大蔵大臣としてはどう思ふのですか。海運関係については三分五厘、炭住は復金の方の金なんです。開銀は石炭について一割なんです。政府関係機関として、これはちょっと妥当を欠いていませんか。ことに炭鉄の合理化であるとか、この間から石炭との競合についての重油については関税を下げるとか、あるいは通産省においては、重油の規正法案を出すといつておる。しかし大蔵大臣は、たびたびこの委員会でごつておるうちに、やはり一番問題になるのは金利なんです。開発銀行の一割というの是不当ではないでしょうか。市中銀行には

下がると言つておりながら、自分の政府関係機関については何ら話をしておらないということはおかしいと思ふのです。

○一萬田國務大臣 石炭については、引き下げることにいたしております。今どの程度引き下げるか検討を加えております。

○横路委員 そういふふうに、大蔵大臣が率直に言つてもらへばいいのです。石炭について下げるということですが、ではこの点は一体どこまで下げますか。実はあすにでも開銀總裁に來てもらおうと思つておるのです。たとえば開銀總裁は、六分五厘に下げるといふ、また新聞の報道によると、大蔵大臣は三分五厘に下げるといふ言ひをいふのですが、通産大臣との間の話し合ひで五分くらいまでは下げたいと言つておる。これは新聞の間違ひだらうと思ふのですが、とにかく非常に重要な問題なんです。開銀銀行が下げることにきまれば、あとは右へならえて、市中銀行は下がるのです。一体どの程度までお下げになるのですか。大蔵大臣は、大蔵委員会に決めたにおいでにならないのですか。すなわち率直にお話し願ひたい。

○一萬田國務大臣 ほんとうに今検討いたしておるのであります。今幾らに下げるというところは申しかねます。

○横路委員 大蔵大臣、これは電力は六分でございますか、六分五厘でし

○一萬田國務大臣 これもはなはだもつて恐縮なんです。六分五厘程度と思ひますが、なおよく調べましてお答えいたします。間違ふといけませんから……。

○横路委員 大蔵大臣に今の点をお尋ねしますが、これは石炭だけについて下げるという考えですか。それとも石炭、鉄鋼についても下げるという考えですか、開銀については……今の一割である石炭、鉄鋼その他について下げていくのが——とりわけ今石炭の需

要供給の問題が非常にいろいろな問題があるので、石炭についてのみ下げるというのですか、これはどうなつて

○一萬田國務大臣 今日市中金利を全般的に下げる態度をとつておりますが、政府機関の金融機関の金利も、私は下げる方針をとつておるのであります。ただ具体的にどうするかという点が、石炭についても——これは石炭については下げると思ひますが、通産大臣とそれらについて検討を加えておるわけであり

○横路委員 これは大蔵大臣にお尋ねしますが、開銀總裁から電力について六分五厘、従つて石炭についても大体六分五厘くらいにするのが適當であらうというふうな話し合ひは、今まで一度もなかつたのかどうか、その点についてお尋ねします。われわれは、大体開銀としては、石炭についても電力同様六分五厘くらいまで下げたいという意向であるというふうに聞いておるのですがこの点どうですか。

○一萬田國務大臣 いろいろさういふ点について考えがあると思ひますが、今さういふ点について開銀の当局と大蔵省の銀行局と、いろいろの関連を考へまして検討いたしておりますから、さう遠くないうちに結論を出し得るだらうと思ひます。

○横路委員 そこで大蔵大臣に次にお尋ねしますが、今の石炭の金利引き下げについて、通産大臣との間に——これは通産省の方で考えられてゐるのでしようが、炭鉄の合理化法案、それから重油の消費規正に関する法案、あわせて炭鉄の金利等に関連しても通産大臣との間にいろいろお話し合ひをなさつたと思ふのですが、先ほど大蔵大臣は、炭鉄の合理化等については非常に何か御構想があるようなお話をなさつておりました。その点は、一体今の石炭問題にからんでどういう措置をなさるか。金利の問題、重油の関税は今法案が出ましたが、重油の輸入に關する消費規正の問題、それから炭鉄の合理化はどうなつていますか。これらは全部からんでゐるわけですが、通産大臣と當然この点についてお話し合ひをなさつたと思ひますが、この点はどうなつておりましたか。

○一萬田國務大臣 いろいろそれらの点につきまして、通産大臣とはいろいろと話し合ひしておりますが、それらについての具体的な成案は、まだ通産省の方でできていないように私は承知いたしております。

○横路委員 今の開銀の金利の問題については、一度ここへ開銀總裁に來てもらつて、大蔵大臣は、ある程度銀行局の方で話し合ひしてゐるのだらうと思ひますが、ただ単に石炭関係だけが下るといふわけでもないだらうと思ふので、その点は一度ここに呼んでいただきまして、われわれだしたいと思ひます。

次に同様、昭和三十年年度の財政投融資の資金計画のうち、地方財政に關する地方債のことですが、この地方債につきましては、大蔵大臣御承知の

ように、資金運用部資金から四百六十億、簡保資金から四百二十八億、公債債二百三十億となつておるわけなんです。が、実際に大蔵大臣どうですか。これは今委員部の方に言つておるの、自治庁長官がすぐおいでになると、自治庁長官がそろつておると、お詳細にお尋ねしますが、この公債債が去年は二百億なんです。大蔵大臣はこの地方の自治団体に割り当てた二百億が消化されと思つておるのかどうか。それに、さらに公債債について二百三十億押しておる。これはどうですか。一休大蔵大臣として、こういう地方財政の立て方はどうお思いになりますか。公債債で去年は二百億。これは私は十分消化してないと思ふ。そこへまたさらに二百三十億の公債債を押しつけておる。なぜ一体こういうことをやるのか。全部これは資金運用部資金その他でやつたらいい。消化できないものを押しつけておいて、無理々々できない財政計画に当てはめておいて、いかにもできたようにつじつまを合せておるのじゃないでしょうか。どうしてこういうふうに、去年の二百億の公債債に、こし三十億をふやして、二百三十億にしたのか。大蔵大臣としては、去年の二百億について、全部消化されておるといふ見通しのもとにやつたのかどうか、その点について私は承わりたいと思ふ。

○一萬田國務大臣 地方債の二百三十億余の起債を、地方債の実際の起債成績から見てさうに御心配なさること、私はほんとうに同じような心配をいたしております。がしかし金融の情勢が、昨年度とはよほど違つて参るわ

けです。特に今日、今後におきまして地方銀行の資金繰りはよくなる見通しで、もう地方銀行で日本銀行の借入金に依存しておるような銀行はほとんどないと私は考へておるくらいで、今後資金の増大もある。そこで問題は、そういう資金ができた場合に、地方債の消化にどういふふうに向けるか。そこで今二百三十億をこのままにほつておいて果して公債が十分完全にいくか、こへ何かの施策を必要としなしかといふことを考へておるのでありますが、もう一つ赤字の消化に百五十億ばかり、これはやはり公債債でありますが、しかし今日すでに借入金のかつております。これは適当に振りかえて、こういうものを含めて私は地方債を——これはまだ私の試案の域にすぎませんが、こういう点について、関係者と十分研究をして、すみやかにこれが消化ができるという態勢をとらなくてはならぬと思つております。地方の再建整備に關しての債券の消化に對して特別の何かの審議會というのか、協議會と申しますか、こういうふうなものを作つて、この消化については、日本銀行、大蔵省の財務局等も参画して消化をはかるようにしたらどうだろうかといふふうな——これは私の腹案ですけれども、そういうふうな、ここにどうしても消化ができるような何らかの積極的な措置をすることが必要である、こう考へております。

○橋路委員 大蔵大臣、実はこれはお昼に私が要求しまして、自治庁からとつた資料なんです。昭和二十九年年度の公債地方債の消化状況なんです、都道府県及び五大市については、五月十日現在における推計をとり、市町村

分については三月末であるわけなんです。ところが公債公債について約二百億のうち、八十八億しか消化してない。約百十二億といふものについては、今日まだ消化してないわけなんです。そこへ持つてきて昭和三十年度のいわゆる地方財政計画の中に二百三十億、去年よりもさらに三十億もふやして二百三十億の公債公債でやれ、こういうことでできるであらうまいやうか。今大蔵大臣から、この公債公債については絶対に消化できるといふお話でございまして、実際に地方財政は、大蔵大臣御承知のように逼迫している。これは一体どうやって具体的に消化させることができるのか、その点について一つ大蔵大臣のお考えをお述べいただきたい。具体的に数字が出ています。昭和二十九年年度のものが二百億のうちまだ百十二億消化してない。具体的に消化させる最もいい方法をお話願いたい。

○一萬田國務大臣 消化させる最もいい方法を具体的にここに示せというお話であります。が、どういふふうにしてそれを消化させるか、これなら消化ができるだらうという具体案について、至急に自治庁長官とも相談して、今私考へているのであります。近々御報告できると思つております。

具体的にと言つても、おそらく大蔵大臣の方でも今具体的な案をお持ちでないのではないかと。ほんとうはここに理財局長が来ておられれば、か何いたいのです。大体きようは出席が悪いんですよ。大蔵大臣が来ているのに、局長も少し不勉強だ。私はそれを聞きたい。実は私が聞きしつて、今数字を申し上げます。不消化の状態のところ去年と同じだけ割り当てたというならまだ話がわかるのですが、それを去年二百億で、なお百十二億消化できないのに、去年の二百億にまた三十億ふやして二百三十億を公債公債でやれといふから私は聞いているのです。これは大蔵大臣として何かお考えがあるでしょうか、この際研究中と言われないで、いい案があればここで率直にお述べいただきたい。

○一萬田國務大臣 何も隠しているわけでもないのですが、それについてはいろいろの案がないことはないのです。自治庁の方からもいろいろの案が今出ております。また従来地方債の消化についての案も、もう数年前からいろいろといわれている案もあるのではありません。しかしこれはいろいろ問題があるので、そこで検討を加えて何か——何かと言つてまた悪いかもしれませんが、ほんとうに安心ができる具体的なものを今一生懸命で考へております。

ではありませんが、前の二十八年度分はとつたわけなんです。大体一番低いところは七分くらいになつておる。これは特殊な県で、大体八分五厘、こういうふうな差があるのです。これはなるほどそれぞれの県の財政の状況からいって、それぞれ県の指定銀行といふか、銀行との取引で七分の場合もあるだらうし、七分五厘の場合もあるだらうし、八分五厘の場合があつてもいいかもしれないけれども、しかし大蔵大臣が何らかい案があるというなら、この際七分とか七分二厘といふことで、都道府県の負担といふものをできるだけ軽減するようにしてやらなければならぬと思つておるのですが、この金利の点についてはどうですか。何かお考えはございせんか。

○一萬田國務大臣 金利もお話のように、地方団体の方からすればなるべく低くといひます。同時に地方債は地方債としての一つの地位を金利体系の上に持つておまして、国債、地方債、社債といふような関連もあり、全体との関係においてやはり考へる必要があると思つております。ただ今回のような、再建整備のために従来の赤字を地方債に振りかえる、こういうものについては、今回特殊な金利の補給をする法案を御審議願ひようにしていただくわけでありまして、なお消化について考へると申しましただけで、いかにも何だか準備がないやうですが、いろいろ考へております。ただ初めから消化するといふ言ひ方はなほだ悪いと思ひますので、ありのままを申したのであります。

○橋路委員 私も地方財政再建整備法については承知している。従来の赤字

についてそういう処置をすることは知っています。私の聞いているのはそうではない、公衆公債について、その消化状況について聞いているのです。理財局長も隣にきましたから、だんだん聞いていきますが、ほんとうはここに自治庁長官も来てもらった方がいい、間もなく来ると思うが、とにかく私の了解できないのは、今度の九千七百億の地方財政計画は、最後に地方自治庁が大蔵省に屈服して、一夜のうちに百五十億の地方財政計画だけを頭からはずして、そして全部九千七百億のうちに埋めてしまった。それは今自治庁長官が来ればよくわかると思う。九千七百億の財政計画であれば、百五十億だけは絶対に赤字が出る。今までの赤字でない、昭和三十年度で、実際の国の財政もろんな大事ですが、同時に地方財政についても同じなんです。どうして一体こういうふうに百五十億を一晩のうちにちょん切つてはめたのか。主計局長がおりますから、私具體的に数字を述べてみますか。どうしてこういうような無理なきめ方をしたのか。主計局長何か話があれば承わっておきます。

○森永政府委員 地方財政計画の策定の経過におきまして、いろいろな案がございまして、これは御承知の通りでございます。最終案の九千七百六十一億を決定いたします前の段階におきまして自治庁当局が作っておりました案では、ただいまお話がございましたように、若干の赤字が出ておったのでございますが、これはそれだけの赤字をそのまま出つばなしにするという趣旨ではなかったの、でございます。これにつきましては、単独事業の節約なり、な

いは公共事業の重点的施行によつてこれを埋める、そういう方途で自治庁當局も臨んでおったところでございませう。最終案といたしましては、その単独事業の節約も織り込んでおりますし、その他交付団体と不交付団体との間の歳出財源の配分の調整等によりまして、赤字の出ない計画は作成したわけでありまして、この計画に従つて、今後地方財政に對しまして健全なる運営を望んでゐる。さうな経過になつてゐるわけでありませう。当初の案でも、それだけの赤字をそのまま出つばなしにするというつもりではなかったやうであります。その点も十分一つ御了承いただきたい。自治庁當局からもお聞き取りいただきたいと思ひます。

○橋路委員 大蔵大臣にお尋ねします。二十八年度の決算で、旧負担金といふものが、全国都道府県市町村の地方自治体で二百六十億あるわけですね。そこで今度九千七百億の地方財政計画の中にはめるために、そこから二十四億九千四百万円というものを、いわゆる旧負担金を削つてしまつたわけですか。私は決してこのことが悪いとは言ひません。しかし実際はさうなつていないのです。たとへば地方で政府直轄の建物を建てる。法務局を建てる、何を建てる。さうするとその役所は、必ず地方自治体へ行つて、お前のところで三百万円出せ、お前のところで五百万円出せ、さうすれば建ててやる、どうだこつちの方の町は、さうやる。そこでやむを得ず泣く泣く地方自治体はさういふ金を出してゐるのです。二十四億九千四百万円を削ることはいい。しかし削つても、やはり地方自治体としては、さういふところにそれぞれの機

関を設置してもらいたい。さうするとやはり中央官庁から、金を三百万円出せ、五百万円出せ、いやならこつちへ持つてくるぞ、さうなる。だからさういふ場合に、もしも中央官庁が都道府県並に地方自治体から、さういふ寄付金をとつたら処罰するといふ何か法律でも作らなければ、何ほ二十四億九千四百万円削つてみて、さうやって出すやつは片手端から中央官庁で喜んでゐる。何かさういふ処罰規定に關する法律案を出しになるのでなければ、ただ単に地方財政計画に當てはめたといふだけです。地方はみんなさうです。中央官庁から無理々いわれてとられてゐる。この点はどうかさるのですか。

○一萬田國務大臣 お答えします。その点については、自治庁長官は非常に強いお考えを持っておられて、私は適切に処置されるだらうと思つております。

○橋路委員 問題は大蔵大臣の方なんです。それは自治庁長官ではないのです。なぜならば、それぞれの所管の主務省でとるのだから。とつたら、大蔵大臣、どうですか。とつたら、処罰でもしてやらなければ……自治庁長官の方ではないのです。自治庁長官の方は出したくないのです。その点どうなんですか。

○一萬田國務大臣 国がさういふ寄付を地方に強要するやうなことを、これはもうはなはだよろしくあらぬ。これは別に法律といふやうなものをもつて規制しなくても、各省に今後十分自衛といひますか、さういふことをしないように、厳重に申し渡したい。

○橋路委員 その嚴重な申し渡しでできるならば、今までもできてゐることなんです。それは何と云つたつて地方に行つたら、中央の官庁からいわれれば、地方自治体は泣く泣く出してゐるのです。だからほんとうに地方自治体のために旧負担金の抑制をするといふのであるならば、とつた官庁については処罰規定くらいは、やはり立法措置をしたらいいのです。漏洩だけではだめです。今までやつてゐるのだから。主計局長、どうです。

○森永政府委員 ただいまお話がございましたように、各地方としては、自分のところのいろいろな役所を誘致したい、学校を誘致したい、いろいろなことで自衛的に寄付の申し出があつたといふのが、今までの率直な実情でございます。私ども今日の地方財政の事情に、かみみまして、かりに地方が希望するといつても、新しい役所なり、学校なりの設置といふことを、地方財政に犠牲をしいてもやることは、できるだけ抑制して参りたい、これは私どもの方の予算の運用上においても、さういふ点に十分気をつけるつもりでございます。しからば法律をもつて処罰するか、これは国が国を法律で処罰するといふと、国自身のことでございまして、私は実行上十分自衛の策があげられぬのじやないかと思ふのでありまして、法律をもつてそれを規律するといふところまでは考えていないわけでございます。もつとも地方自治庁の側におきましては、地方団体の側で寄付することに於いては中央の承認があるとか、さういふ法的措置が講じられる可能性があるのではな

いかと記憶いたしておりますが、われわれの方、国の方の自衛と相対して目的が達せられるのではないかと考へておる次第であります。

○橋路委員 大蔵大臣にお尋ねします。私の与えられた時間もあまりありませんから、その次は失業対策事業について……これは二十二億二千万円削つておるのです。これは大蔵大臣、どこで削つておるかといふと、失業対策なんです。それはどういふことかといふと資材費、大蔵大臣なかなかおわかりにならないかもしれませうが、この資材費といふのは失業対策ですから、まさかほろきをもつて道路の掃除ばかりやつてゐるわけにはいかぬです。やはりいゝゆる公共事業との関係においてやるわけですから、セメントとかなんとか資材費があるわけですね。それが今度、地方自治体においては一人当たり八十四円四角持つておつたやつを、これを三十九円四角から削つて、資材費を一人当たり四十五円にした。だからこの計画で地方財政計画による失業対策事業は、これで推し進めていくといふことになるかといふと、極端に言へば、竹ぼうきをもつて道路の掃き掃除をする失業対策事業だといふことになるわけですね。絶対にこれは生産も伴わなければ、公共事業の性格も持たないわけですね。失業対策事業といふのはさういふことで、はなしに、やはり資材費を見込んでやるべきだと思ふ。これは大蔵大臣、おかしきでしよう。今度一人当たり資材費が八十四円四角のやつを半分にかつてしまつて、竹ぼうきでとにかく道路でも掃いておけ、さういふ失業対策はないと思ふ。さういふことで無理して落してゐるのです。大蔵大臣これ

はおかしくありませんか。とにかく九千七百億に当てはめるために無理々々削つておる。大蔵大臣はどうですか、こういう失業対策事業はどうですか。

○一萬田國務大臣 そういふ点については、主計局長から詳しく申し上げます。

○森永政府委員 自治庁から提出されました失業対策事業費でございまして、前年度に對しまして、地方負担が六億二千九百四十四萬圓増加いたしておるわけでありまして、当初の案より幾分減つておる点も御指摘があつたと思つておりますが、今般國の方の予算でも、一般失業対策事業のほかに特別失業対策事業を設けまして、資材費の割合をふやすとか、あるいは単価をふやすとかいふような配慮をいたしておるわけであつて、失業対策事業全体として資材費が減少しておるということにもならないのじやないかと思つてございまして、その点は一つ御了承をいただきたいと思います。

○横路委員 時間もありませんから、それでは銀行局長にちよつとお尋ねしますが、附銀の石炭に關する金利引き下げ、大体何分に下げることになつておるのでしょうか。

○河野(通)政府委員 開銀の石炭企業に對する金利の問題につきましては、目下検討いたしております。従いまして、まだ下げるということまでできませんが、下げる方向において検討いたしております。もう少しはつきり話しておる。銀行局長、これは石炭のほかに鉄鋼その他も下げるのですか。

石炭だけを下げるというのですか。今までわれわれ承知しておるところでは、大体電力の六分五厘まで下げるといふのか、それらの見通しはどうなつておるのか。

○河野(通)政府委員 鉄鋼、肥料その他につきましては考へておりません。それから石炭につきましては下げる方向で検討いたしておりますが、どの程度下げるかについては、今はつきりしたことを申し上げられません。少くとも電力、造船以上に下げるといふことはございまして、つまり六分五厘以下に下るといふことはどんなことがあつてもありません。

○横路委員 そうすると、銀行局長にお尋ねしますが、六分五厘以下に下ることではないといふと、大体六分五厘を限度にして、こつちの意味ですね。

○河野(通)政府委員 ええ。○横路委員 次に理財局長にお尋ねしますが、私も時間がございせんからこれでやめますが、実は地方財政計画のうち地方債の問題です。公債公債を去年は二百億やつて、今實際私債を取つたのですが、八十八億しか消化してなくて、百十二億まだ消化してないわけですね。それを資金運用部の方を去年より削つて、二百億の公債公債を二百三十億にやつた、これは一体どういふわけなんですか。こつち地方の消化状態からいけば、当然私は公債公債を削つて、資金運用部の方を増やなければならぬと思つた。この点は一体どういふ見通しでやつたのですか。いづれあなたにはこの委員会へ出てもらつて詳細に聞きますけれども。

○阪田政府委員 資金運用部と簡保から、政府としては地方債の引き受けをやつておるわけでありまして、その金額は、大体昨年と同程度というところで、昨年いろいろ災害等で自後追加をいたしまして、昨年の最終額は少しふえておりますが、本年度の資金運用部と簡保の引き受け予定額は、昨年度の年初めの計画と同額ということになつております。それから公債の關係につきましては、公債額は昨年は二百億、本年は二百三十億というようにふえておるわけでありまして、これは大体御承知のように、いろいろ銀行その他方面で引き受けておるわけでありまして、それらの方の資金もだんだん充實して参りますので、その方の増加状況等も総合しますれば、この程度の地方債の消化は十分見込み得るものではないかといふふうに考へました。なお本年度の消化状況の数字であります。これはたゞだいま手元にはつきりした数字は出ておりませんが、これは例年のことであります。地方債は、大体年度内は所要の都度短期の借入れを資金運用部からいたしまして、市中銀行等からも短期の貸付をして、市中それで、これを年度末出納整理期間中に取りまとめ、長期の債券に振りかへるのが長期債といふことであります。御承知の毎月ほんとうの市場で消化してあります。三、四億程度のもの以外は、やはりさういふことと、年度末に近づいて正式に長期の地方債になるのが非常に多いわけでありまして、お示しになりました数字は、御承知のように正式に地方債になつたものの数字であらうと思つて、これは大体例年の例からいいますと、今ごろの時期においてわかります数字はその程度の消化状況になつております。二

十九年度の二百億の地方債でございまして、今までの経過から見ますれば、大体消化できるのではないかと考へておるわけでありまして。

○横路委員 それでは、私はあと理財局長にお願ひします。自治庁の方にも資料の要求をさせていただきますが、あなたの方に、昭和二十九年度の公債債の消化について、それぞれの県と引受銀行と、それから一体金利がどういふようになつておるのか、それを一つ表にしてお出しただくようにお願いいたします。

それから銀行局長にちよつとお尋ねしますが、いわゆる地方交付税その他政府資金の件ですが、たとえばそれぞれの県に送つてやるわけですね。東京に本店があつて、それぞれ県庁所在地に本店がある場合、この金をこつちでもつて指定銀行に入れる。その場合に、本店に行くまでに一週間も十日もかかるわけですね。これは年間通すと相當な金になる。この場合には預金という形にはならないわけですか。どうも全然利子がついてないやうなところが多いのです。二百億も三百億もある場合、ちよつと納得できないのですが、どういふような取扱ひになつておりますか。

○河野(通)政府委員 これは國庫なりあるいは府縣の金庫を扱つておる銀行と、その府縣自体との間の契約によつていろいろな形になると思つて、おそれる。送金をいたします場合には、幾ら長くても大体二日ないし三日で到達しております。先方に到達した場合に、その勘定を府縣なら府縣の預金という勘定に入れます場合、当座預金に

入るか何に入るか、預金の種類によつて、当然利子がつくし、当座ならつきません。そういつたことは、いついかなる勘定に入れるかによつてきまつてくるわけでありまして、さういつた金が十日かかつて府縣の支出となつて出ますまでの間、利子がつかないといふことはなかつたと思つて、しかしこれは個々の場合の、銀行と府縣の間の契約によつてきまつたと思つて。

○横路委員 大蔵大臣、私は地方財政についてもお尋ねしたい点がある。今お話ししたように、われわれ最初六百七十億という数字からどんどん追つて、百五十億は大蔵省と自治庁との折衝の最終的な段階の金だと思つて、ここに自治庁長官に来てもらえば、その点はつきりすると思つたのですが、向うの委員会が終つてないので、向うになりませんが、いづれあらためて大蔵大臣にはぜひおいでをいたして、地方財政については、自治庁長官と御一緒の上で私からいろいろ申し上げたいと思つて。

○松原委員 石村委員より閣下質問の申し出がありますので、これを許します。石村委員。

○石村委員 ごく簡単に御尋ねいたしますが、午前中の横山委員の質問に對して、大蔵大臣は、中小企業に對しては、減税問題について金融上に特別な措置をしておるといふやうな御答へがあつたやうに聞いたのですが、具体的にどういふ措置をおとりになつていらつしやるのか、お示しを願ひたい。

○一萬田國務大臣 金融のことです。一つのことを例にとりますと、中小企業金融公庫というのがあります。こ

これは従来代理貸付になっておりましたが、今後主要な都市に支店を設けさせまして、直接に中小企業に対して融資をはからせようとか、あるいはまた国民金融公庫、中小企業金融公庫、この両公庫の三十年度の融資し得る貸付金額も、私の今の記憶では七百七億くらいと思いますが、七百億をこえて、昨年度に比しましても約九十億程度貸付資金がふえるように取り計らつております。なお従来、中小企業なるがゆゑにともすると金利が高いとか、あるいはまた特に中小企業でわずかの資金を借りる場合、そういうことはないと思ふのですが、やはり歩積みというものがあつたりする。こういうものに対して、特に中小企業については——ほかのものもむろん当然であります、配意を加えていきたい等々考へておるわけですが。

○石村委員 ただいま代理貸付とかいうようなお話がありましたが、商工中央金庫には、なるほど今度資金を十億一般会計から出資することになっておりますが、中小企業金融公庫では、二十億、一般会計と資金運用部とで減つておるわけですが、国民金融公庫でも同じく六億減つておる。こういうふうには資金量を減らしておいて、中小企業に對しては特別の措置を講じたい、代理貸付をよしたというふうなことでは、一般国民は納得できないと思ふのです、いかがでありますか。

○一萬田國務大臣 これはむろん御意見もあるかと思ひますが、こういうふうな金庫の三十年度において返つてくる金が一いろいろ返ることになつておるわけでありまして、一ぺん引き上げた金をまた貸すのだから、同じこと

じゃないかというふうな御議論もあらうかと思ひますが、しかし金融ではそれも限りませんので、拝借した金が、そのときにもうそれで一応の役目を果たすということも十分考えられる。要するにその年に貸し付け得る金額の総額が多いということが望ましいのであります。

○石村委員 ただいまの御答弁は納得できないのですが、時間がなからやめます。歩積みの問題は、昨日も議論せられたのですが、大蔵大臣は非常にこれを簡単に考へておられる。従来この委員会でも数回となく繰り返された問題ですが、一方大蔵省も二十六年三月から三回にわたつて、こういう兩建、歩積みについては通牒を出していらつしやる。最初の二十六年の三月には、臨時金利調整法の改正を行い、罰則を付する等の処置を講ずる、こういうことまで出していらつしやるのですが、今日これは全然断つておられます。むしろ銀行の高利貸し精神はますます強化されておる。これはますますひどく中小企業に對しては行われたい、むしろ大蔵大臣がそんなことはないだらうなというふうな答弁で済む時代ではないと思ふ。一般並みで一厘下げるとか何とかというところもろんけつこうであります、実際中小企業が困つておるのは、この兩建、歩積みなんです。それに対してどういふいかに御判断では、中小企業はとうてい浮べないのです、二十六年に罰則を付するといふような通牒を出していらつしやう、その後は数回出されるのに、ただ自衛を求めるといふやうななまぬるいやり方で、そうして

現在もまだ大蔵大臣はその程度のお考へであるといふことは、非常に中小企業を憤慨させておることだと思ひますが、もっと具体的に、直ちにどういふ処置を講じたいといふことをはっきりお示し願ひたいと思ふ。ただいかにいふにこゝで議論する。毎年議論していきばかりで、一向これは改まらない。むしろふえていくという状態に對して——これは銀行の資金量というやうな問題ではあります。五百万円貸すときに二百万円は定期にしろ、そういうやり方をしておる。そんなばかなことではないはず。ただ銀行が金利かせぎにこゝろいふ不当な高利貸しの処置を講じておるといふことに對して、いかにいふに御答弁では、中小企業の方はとうてい満足しないと思ふ。

○一萬田國務大臣 お答えします。中小企業に限りませんが、歩積みその他について、具体的に何かの困り点があることも御了承願ひなければならぬ。せんが、私はこの關係の基本的な解決は、要するに銀行が資金が少い、借り手が多し、こういうところに根本があるといふのが一つの考へで、具体的には今後資金量の増大に待つ。これは今後充実にされていくと思ひますが、さらに、特に金利といふことも、銀行の収益を増していくやうな不純な意味において歩積をとる、あるいは必要以上の担保をとるというやうな意味合いのものについては、これはどうして行政的な強い措置を必要によつては考へなかつたらぬと思つております。が、具体的にとりうことをいたしておるかにについては、銀行局長から御答弁をさせます。

○河野(通)政府委員 歩積みの問題につきましても、きのうもいろいろ御答弁申し上げたのでありますが、数年前からお話のように、これらの問題についての自衛については強く要望いたしまして、その点については具体的な現われは出て参つておると思ひます。と申しますのは、一昨年——記憶はありますが、一昨年ではなかつたかと思ひますが、一昨年と昨年の二回にわたつて、銀行協会を中心にして申し合せをいたしておりました。その申し合せの内容は、今お話のありましたやうな兩建、つまり一番典型的な例は、預金を担保にした貸し出しであります。この場合における利ざやを縮める——ゼロまでまだ行つておりましたが、その第一回はこれを一銭九厘まで下げ、その他これに準ずる、いわゆる事実上拘束している、担保の形になつておらないが、事実上拘束したておるものについてもこれに準ずるといふのが一昨年の申し合せであります。私は検査等によつてこれらの問題を調査しておりますが、私の承知したところでは、限りにおいては、これは守られておると思ひます。

それから去年一銭九厘のものをさらに一厘下げ、預金担保の貸し出しについては、一銭八厘以下とするという申し合せができております。それからさらに預金担保になつておらないが、事実上拘束している、これがいわゆる兩建といわれます場合の非常に限界がむづかしい問題であります、事実上拘束されておるやうな預金の場合におきまして貸し出しと預金の利ざやについては、預金担保に準ずるやうな形では、その貸し出し金利をできるだけ下

げる、こういうことにいたさせておられます。それから歩積みにつきましても、やはり同じやうに二回にわたつて、この利ざやを下げる、そして歩積みの程度をできるだけ小額にとどめるやうに申し合せております。これらの申し合せにつきましても、できるだけそれが守られるやうに従来とも監視して参りましたが、今後とも十分に監督は続けて参りたいと思ひます。

○石村委員 ただいま銀行局長はたいへん樂觀せられたやうな御答弁ですが、現実の事情は、決してそうではないといふことを申し上げて、次の質問に移りたいと思ひます。余剩農産物について横路委員からお尋ねがあつたのですが、この余剩農産物は、大體通常の輸入量以外に輸入するといふことになると思ふのですが、そうした結果、日本の国内の麦の価格に影響を与えて、政府買い上げ量はますますふえていくのではないかと、こういうことが予想されるわけですが、その結果財政上の圧迫は当然予想しなければならぬ。これについて、大蔵大臣はどういうお考へを持ていらつしやるかお尋ねしたい。

○森永政府委員 事務当局から申し上げます。余剩農産物の交渉に際しましては、通常の輸入量以上に買取りやうな条件が確かにあるわけでありまして、日本といたしましては、当面必要な輸入量の範囲内といふことで各種の物資について交渉しておるわけでありまして、要らないものを買取りやうなことはしないわけでございます。食糧管理特別会計で買わなければならぬものをこの余剩農産物の交渉で

買う。アメリカとの通常の輸入量の範囲外ではございますが、日本としては必要なものを買ふという気持でおるわけでありませう。なおその点につきましては、農林省当局が折衝しておるわけでございます。私の承知しておるところでは、さようなことになっておるまい。

○石村委員 大蔵大臣から財政上の影響について……

○一萬田國務大臣 この点は、御承知のように農産物については年々非常に巨額なものを輸入しておるわけでありませう。従いまして、日本が外国から輸入するものの全体を超過するということではないと思ひます。これが、今日アメリカの余剰農産物をあゝいり形でやることについて、いろいろの国から異議があるというゆゑんであらうと考へておられます。

○松原委員 春日一幸君。

○春日委員 きのうから二日間におたりますこの代表総括質問を伺つておりましたが、大臣の御答弁は、重大な質問に対して、研究中とか考へ中とかいふようなことで、的確な御答弁がほとんどございませぬ。のみならず、ことごとく御答弁が、局長連の耳打ちをそのままお返しに御答弁をされておるというので、われわれははなはだ遺憾に存するものであります。少くとも金融、税制、管財その他予算全般について、八千四百万国民の生活の明暗をあなたは双肩にのうていらつしやる。そういう大きな任務を負われまするあなた、何もかも研究中であり、また答弁することは全部局長の耳打ちした事柄をそのまま伝えるというようなことでは、まことに慨嘆にたえません。

少くとも政党内閣においては、大臣がかわつたら政策の転換が行われることが期待されておるのであります。ところが御答弁は、吉田内閣当時、そこにごん首をそろえて並んでおられます局長連中がわれわれに答弁したことにちつとも変つていない。私も、牢固として抜きがたき官僚の、毒々しき底意を感じるのであります。(笑聲)

私がこの機会に大臣に一言申し上げたいことは、ちょうど昨年暮れころでありましたか、時の小笠原大蔵大臣が、時の日銀総裁一萬田喬登君に對しまして、これを更迭しようとしたことがある。そうしてそのとき小笠原大蔵大臣は、これは余人ももつてかえがたい人ではないと思はれるので、更迭した方がよいと思つたことを、あなたに在任中に堂々と発表し、本委員会でも答弁をいたしました。一萬田日銀総裁の首は危うく飛ばんとしたのでありましたが、そのときわれわれ日本社会党面派はいろいろの論述を行なつたが、それを要約するならば、一萬田日銀総裁が国立銀行の総裁としてどうであるか、こうであるかという批判を、その任免権者である大蔵大臣がなさうとするならば、少くともそれを更迭したあとで行へ。国民の信頼が最も高きのを期せられるところの国立銀行の総裁が、余人をもつてかえがたい人間ではないなどということを言つて、現任中に、いわば罵詈雑言を浴びせるようなことは好ましくないではないかと、いふことで、当時小笠原大蔵大臣とわれわれ社会党面派とが激しい応酬を交えて、辛うじてあなたの首をつないだこととがあるのであります。(笑聲) いずれにいたしましても、われわれはあな

たに多くを期待するものがあるのであります。ところが、先般の本委員会におけるわれわれ社会党の質問に対するあなたの答弁は、これは小笠原大蔵大臣が当時われわれの非難のもとに答弁をしたこととちつとも変つてはいない。もとより、保守反動の資本家政府としての民主党が自由党にかつたからといつて、そんなに飛躍的な変化があるとは思へないけれども、しかしながら政権が自由党から民主党に移つたからには、やはり何かそれだけのかわりばえといふものがなければならぬ。のみならず、あなたの方の、この民主党の選挙公約というものの中に、いろいろ今まで質問されておる事柄が全部公約をされておるんだが、そういう事柄に就いて質問した場合、その答弁は、これはもう自由党当時答弁されたことを、同じように河野銀行局長が答弁し、渡辺主税局長が答弁しておる。全く何にもかわりばえがなく、公約というものは一つも実現された気配がない。

こういう意味で、私があなたに申し上げておきたいことは、どうか一つ、もう少し勉強をして知識をたくわえ、そうしてそこで一つ腹をきめていただくのでなければ、これはどうしたものか、これはどうしたものかと、一つ一つ相議されて、そうして局長の言ふことをそのままあなたの方針といふことでござつておられるのでは、私どもがせつかくあなたの日銀時代にあなたを防衛したその意味が全然なくなつてしまふ。人間一萬田喬登氏に寄せる社会党の期待は大したものではないけれども、しかしながらもう少しあなた

は人間的に決断力のある人だとわれわれは考へておるのでありますから、どうかもう少し物事についてきびきとした、いわば自由党とかわりばえのある答弁を願ひ、そうして答弁されたことは責任を持つて即日これを実施に移されることを強く要望いたしまして、さて質問に入ります。

まず金利に関する問題であります。重複を避けます。今や金利といふものは下げなければならぬ段階に参つております。これは、もはや天下のおおいがたき世論であります。そこで市中銀行の金利については、本日の新聞によりますと、一萬田・堀会談によつて一厘下げるといふことにはほゞ意見の妥結が見られ、さらにこれは日銀政策委員会において、早晩機関決定が行われるといふことが報道されておりますが、そこであなたにお伺ひしたいと思ふのは、政府関係の金融機関の金利をどうされるお考えであるか。商工中金の金利は、今設備資金については最高率は年一割三分、運転資金については大体において日歩三銭、一割九厘になりますか、国民金融公庫、このような零細金融ですら九分九厘六毛、中小企業金融公庫は年一割、こういう具合で、そのいずれも高いのでございませう。現在の商業金融のベースの上に立つて、こういう金利が策定されておると思ふのであります。かりにここに市中金利が下るとすれば、むしろそれに先がけてこの金利に対して斧鉞が加えられなければならぬと思ふ。そこで大臣は、とりあえず商工中金、中小企業金融公庫、それから国民金融公庫、この三つの政府の財政投融資を受ける金融機関の貸出金利にどのように調整を

加えていくお考えであらうか、この点一つ明確なる御答弁を願ひたいと思ふ。

○一萬田國務大臣 お答えします。その点につきましては、一般市中金利も下げることを指導いたしておるのですから、これらと相ならみ合せまして、政府金融機関の金利も下げることをただいま検討いたしております。

○春日委員 国民金融公庫、中小企業金融公庫はどうです。

○一萬田國務大臣 そういふふうな金融機関につきましても同様であります。どういふやうになし得るか、そういうことをこの際一べんずつと検討してみることになつておられます。

○春日委員 その検討といふことは、下げる方向に向つて、すなわち一分下げるか、二分下げるか、三分下げるかといふことが前提になつて検討を加えられておるのか、あるいは下げようか、下げないでおこうか、そういう検討であるか、その検討の度合いを伺ひたいと思ふ。

○一萬田國務大臣 度合いといふところまではいかなないのであります。下げるべきものであるか、同時にどの程度に下げるか、こういうことを今検討しておるわけでありませう。

○春日委員 横路君の質問に對しまして、ただいま同僚議員が、何もかも検討々々と言つたので、これはまさしく検討内閣だと言つておつたのであります。が、あなたは大臣に就任されてすでに半年も過ぎました。あなたの手によつて編成されたものであり、財政金融、特に金融の問題は、あなたが生涯をささげられておる事柄である。こう

いろいろな問題について、今すでに市中金利がたとい一厘でも下ろうとしておるこの時に、それに先がけて政府は、政府の財政投融資を行う金融機関の金利をしてどの程度の下げ方を行うことによつて金融市場をリードしていくか、それだけの担負は軽くないとしてどうしてあなたは大臣に——何もかも検討中だ、下げるか下げないかも検討中だといふようなことでは、これは責任ある大臣として動まりかねるのではないかと私は思うわけでありまして。これは余分なことを申し上げては失礼であります、本日の私どもの国会対策委員会でも、予算委員会の諸君が来ての報告に、大臣もどうやら何もかもわからぬし、のみならずだいたいやうやうな感じで大臣をやめられるといふやうなうわさもあるやうだといふやうなことを言つておりました。私は責任ある答弁をほとんどなさらないといふあなたの態度をここに言ひまして、あるいは予算委員会の諸君がさういふやうな情報を持つてきたことも、火のないところに煙が立つたわけではないとすら思うわけでありまして、いづれにしても、こゝういふやうな重要問題については、私はきびきびとした、もう少し能率的な処理、大臣としての所信を發表されて、さうしてそれぞれの関係機関にそれぞれ、その影響を呼び起して、それを的確に迅速に処理するといふやうな態度こそ望ましいと思ふのであります。われわれはたが唐突にこゝういふことを言つておるのではなく、すでに一般市中金利が下ろうとしておるに、当然これに付随して、反動的に政府関係の中小企業金融機関の金利がどうなるかといふことは、国民の重大関心事である、

こゝういふ問題をここで尋ねて、さうしてあなたがまた答弁できないといふやうなことは、全く無責任のそしりを免れないことではあります。ただ漫然と大臣になつておるのではない。あなたにその大臣を勤めておる期間を通じて、金融、財政、管財その他を全部あなたに信託しておるわけなんです。どうかさういふ意味合いにおいても、ごときをもう少し的確に、一方において市中金利の動向について新聞発表が行われておるときに、政府関係の中小企業関係の金融機関の金利について、政府の意思といふものが何ら表示されないといふことは、これはあり得ない。どうかさういふ意味で、この問題についても可及的すみやかに大臣としての措置、それから指導されるべき方向といふものが明示されることを強く要望いたします。次の質問に入ります。

次は、政府の財政投融資に大企業偏重の扱いがありはしないかといふ点についてお伺いをいたしたいと思ふのであります。財政投融資を、政府関係金融機関について、それを大企業と中小企業とに比較したしてみますと、これは次のやうな状態になります。すなわち財政投融資を受ける大企業向け金融機関を開銀、興銀、輸出入銀行、長期信用銀行の四つといたしまして、中小企業向け金融機関を国民金融公庫、中小企業金融公庫、それから商工組合中央金庫、こゝういふふうに分別をいたしますと、本日までの国の投融資のトータルが、大企業向けは五千四百三十二億五千万円、中小企業向けは一千八百三十二億二千万円、こゝういふぐあいになります。その比率は五分の一に満たないものになります。こゝでわれわれが考

えられることは、先日予算委員会で大企業に伺ひました通り、いづれにしても、市中銀行から別途龐大な融資を受けております。年間貸し出しをかりに三兆億と押えますと、その中の七割以上のものを占めますのは、これはもっぱら大企業であるのでございます。市中金融機関からすでに大量の資本を導入し、また導入し得る立場にありまふところの大企業、かてて加えて庶民大衆の血税でありますところの国の投融資、これを大企業向けにのみ偏してゐることは、まことに理解ができないと思ふのであります。この点についての大臣の見解は、まず概念的にどういふものか、この点をまず明らかにいたされたいと思ふのであります。

○一萬田國務大臣 政府関係の金融機関の資金の融資にしても、あるいは民間の金融にしても、特に大企業の金融を尊重して中小企業の金融を怠つておるといふ考えは私は毛頭持つておりません。ただ御承知のように、中小企業の金融といふものは本質的にむずかしいといふ点だけは申し上げておかなければならぬと思ひますが、御指摘の財政投融資についても、できるだけ中小企業関係の三十年度の貸付総額はふやす措置をとつておる考えであるのであります。大企業方面の関係において特にふえておるのは輸出入銀行、これは東南アジア諸国に対するプラントの輸出等、あるいは船舶の輸出といふもの、しかしこゝういふものも、やはり中小企業には非常なる牽連をしておるといふふうに考へておるのであります。特に今後中小企業自体のあり方が、やはり大企業と系列的に牽連する、こゝ

いうふうな形において金融もやはり解決をはかつていきたい。この分が大企業、この分が中小企業といふふうに考へるのが適當であるか、大企業が仮に未払いといふやうなものをせずに中小企業にぐつと払えば、中小企業の金融がまたぐつと違った様相で行くのではないかとこゝういふふうに考へておる次第であります。決して中小企業の金融をおろそかにしておることではないことだけは申し上げておきます。

○春日委員 私の申し上げておりますのは、この開銀とか輸出入銀行とか、あるいは興銀とか長期信用銀行とか、さういふ金融機関は中小企業とは取引がございせん。あるいは第二次的な立場にあるところの、すなわち親企業からこゝういふ金融を受けられた、大企業から仕事をもらひ代金の支払いを受けるといふことは當然なことではあります。私はそれを言つておるのではなく、お話の中にもありました通り、中小企業といふものは信用が薄く、信用が薄くから市中銀行から融資を受けたい。従つて金詰まりで困つておる。これが手形の不渡りとなり、経営不振の現状になつておるわけでありまして。みずからの信用が薄くして市中銀行から金を導入することのできない中小企業に対しては、すべからず財政投融資を通じて、政策金融の面によつてカバーされる必要があるであらう。政治の妙論がそこになければ相ならぬでありまふやう。そこで私は、大企業といへども否定するものではありませんが、この対比率が五分の一といふやうなことでは少きに失する。もとより電力、石炭、肥料、造船といふやうな基幹産業に対しては、当然相当額の財政

投融資が必要であらうけれども、その度合いをこゝういふ大きな開きとするのではなくして、すなわち政策金融といふウエイトをもよく見て、さうして中小企業関係の政府関係の金融機関に對して、もう少しこゝういふ投融資をふやしてはどうか、こゝういふのが私の主張であるのであります。

そこで本年度の分について考えますと、今も同僚議員から質問がありまして、国民金融公庫については二十億、それから中小企業金融公庫については六億であります。とにかく自由党内閣ですら——自由党内閣の実績を割ること二十六億なんです。それ以上本年度の回収金があると言われまふが、資金需要といふものは年々歳々ふえております。のみならず中小企業金融公庫並びに国民金融公庫の貸し出し能力が、申し込みに対してどの程度で応諾しておるか、このデータなんか十分一御検討願ふなければならぬ。国民金融公庫なんかは、申込者の四分の一であります。それが貸し出し件数であり、しかもその金額も何分の一だけしかないのであります。従ひまして、さういふ方面は金がほしいといふてあえておる、だが借りられない。だからできるだけその供給する資金源を、政府の予算編成を通じて考へていただくといふことは當然の事柄であります。自由党よりも二十六億もこの中小企業関係金融機関で減らすといふことは、口には中小企業金融の緩和を唱へながら、現実においては実際はそれと反対のことが行われておる。こゝういふことを私は指摘せざるを得ない。大臣に申し上げますが、たとえばこれに比較して、大企業向けはどうなつて

おるか。昭和二十九年度の大企業に対する財政投融資は三百三十五億であります。これが本年度は五百二十五億となつて、逆にうんとふえております。百九十何億といふものがふえておる。ところが中小企業向け金融機関に対しては、逆に二十六億といふものが減つてきておる。大企業に対して資金源をふやして、そうして中小企業に対して、この予算の面から見るとそれだけの資金源が減つて供給されておるのであります。これは一体どうしたことでありましょうか。この点一つ大臣から明確な御答弁が願ひたい。大企業に対してこの財政の盛り方があまりに過大であつて、中小企業の分がそれだけ蚕食されておるといふことを指摘しつつ、この意見を申し述べておるのであります。私はあなたの方の公約を説んでみて、その資金の増強をはかると言つておられますけれども、それはその回収を待つてということでありまして、大企業も同じように回収があります。従ひまして、一方にふえて一方がうんと減つておるといふことは、どうしても中小企業者として納得ができない。あなたの方ではどういふ見解でこういふふうな財政投融資の盛り方をされたのか、この点明確なる確信ある御答弁を願ひたいと思ふ。

しい投融資を少くするために特に回収を急ぐとか、特にそのために回収の金額をふやしていくといふのではないのであります。回収金は先に考へております。

も従来は、中小企業といへば金融——金融もむろん大切なことであります。同時に、これは内外の市場についてマーケットを与えることをもう少し考へる、このマーケットに関連して、従来の間接制度が非常に中小企業には金融の面、物の動き、流通面において裨益しておる。これが終戦後全部やめさせられた。従つてこういふやうなところを、今は組合という形でいけると思ひますが、もう少し補強していく。こういふやうなこともあわせて考へていつて、そうして中小企業の助成育成についてできるだけ遺憾なきを期したい。かように考へております。

○春日委員 本年度の範囲内におきましては、現実に大企業向け金融機関に対する財政投融資は二百億四近くふえておるのであります。それだけの資金源の余裕がありますならば、これは昨年度の中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、こゝろのへ自由党政府が投融資をいたしました額を下回る。これを削つてというやうなことではなく、そちらもふやして、そうしてまた大企業の方の必要な資金も調達する、こういふやうな予算の組み方こそ望ましいものであり、中小企業の危機を緩和するためにも必要にして欠くべからざるものであらうと思ふのであります。この点いかがでありますでしょうか。

○春日委員 大企業関係ではさういふ資金需要がふえておるから、こゝろの財政措置をしたといふことであります。が、中小企業関係の資金需要といふものがないといふわけのものではないでございましょう。東京手形交換所の不渡り件数が、さきの金融危機のときよりあつとも緩和されておられません。今の不渡り手形は、東京手形交換所で一日当り千四、五百通といふところを上下しておりました。これは慢性状態に入つております。従ひまして、中小企業金融の金融難を同じやうな形で何か政策的に緩和をはかつていかなければならぬであります。そのみならず、国民金融公庫、中小企業金融公庫は娘一人に嫁入人という状況で、これはなかなか借り出しが受けられない状況にあるのであります。従ひまして、一方貸し出し分の償還が行われ、資金が入つてくるといふことも、これは当然今年度の予算を通じて、あなたの方の公約に盛られておるやうに、やはりその資金源を財政投融資を通じて政策的にふやしていく。こゝろの努力が払われなければならぬのであります。現実にはそれと逆の方向へたどつておるのでございまして、この点はあなたの方とわれわれの主張とはまたそこに見解の相違もありましようし、結論を得ることは困難でありましようが、われわれはさういふ分析と批判をしていゝといふことを十分しんしゃくせられまして、今後に処せられたいと思ひます。

も従来は、中小企業といへば金融——金融もむろん大切なことであります。同時に、これは内外の市場についてマーケットを与えることをもう少し考へる、このマーケットに関連して、従来の間接制度が非常に中小企業には金融の面、物の動き、流通面において裨益しておる。これが終戦後全部やめさせられた。従つてこういふやうなところを、今は組合という形でいけると思ひますが、もう少し補強していく。こういふやうなこともあわせて考へていつて、そうして中小企業の助成育成についてできるだけ遺憾なきを期したい。かように考へております。

○一萬田国務大臣 これは先ほどからしばしば申し上げましたように、こゝろの銀行当局ともよく相談をいたしまして、そうしてこの年度にはこゝろの回収金が自分の方にあるから、これが新しい貸付に回る、こゝろの立場にある。さういふことに基いて全体のそれらの金融機関の資金量を策定した、こゝろのようになるのであります。新

次は、こゝろの事情でもつて、中小企業金融公庫、国民金融公庫の両方とも資金がなくて困つております。そこで国の方からめんどろを見ることでできないといふたしますならば、他の資金を得る方法が考えられなければならぬでしよう。その方法といたしましては、公債の発行、債券の発行といふやうなことが一応着想されるのであります。

も従来は、中小企業といへば金融——金融もむろん大切なことであります。同時に、これは内外の市場についてマーケットを与えることをもう少し考へる、このマーケットに関連して、従来の間接制度が非常に中小企業には金融の面、物の動き、流通面において裨益しておる。これが終戦後全部やめさせられた。従つてこういふやうなところを、今は組合という形でいけると思ひますが、もう少し補強していく。こういふやうなこともあわせて考へていつて、そうして中小企業の助成育成についてできるだけ遺憾なきを期したい。かように考へております。

○一萬田国務大臣 今私この両公庫の債券を発行するといふことは考へておりません。これは資金コストにも関係してくると思ひます。債券発行で借りようといふと、相当高い金になりまして、今のところは考へておりません。なお中小企業のさういふ関係においては、商工組合中央金庫に今回出資を十億いたしました、これに基いて相当の債券発行能力を持つてあります。同時に政府の十億につれて、おそろく民間の出資も相当ふえてくるだらうと私は考へております。かたがた相当の債券発行能力も、この方面から中小企業金融緩和に役立っていくだらう。なお中小企業の金融につきましては、むろん地方銀行等の貸し出しは、相当の部分で中小企業金融になるのであります。今度の新しい施策としては、住宅の建設に相当金を回しておりますが、この住宅建設については、中小企業に相当裨益する。私の考へでは、中小企業についてはやはりできるだけマーケットを与える。マーケットを造成するといふか、作つて上げる。どう

も従来は、中小企業といへば金融——金融もむろん大切なことであります。同時に、これは内外の市場についてマーケットを与えることをもう少し考へる、このマーケットに関連して、従来の間接制度が非常に中小企業には金融の面、物の動き、流通面において裨益しておる。これが終戦後全部やめさせられた。従つてこういふやうなところを、今は組合という形でいけると思ひますが、もう少し補強していく。こういふやうなこともあわせて考へていつて、そうして中小企業の助成育成についてできるだけ遺憾なきを期したい。かように考へております。

も従来は、中小企業といへば金融——金融もむろん大切なことであります。同時に、これは内外の市場についてマーケットを与えることをもう少し考へる、このマーケットに関連して、従来の間接制度が非常に中小企業には金融の面、物の動き、流通面において裨益しておる。これが終戦後全部やめさせられた。従つてこういふやうなところを、今は組合という形でいけると思ひますが、もう少し補強していく。こういふやうなこともあわせて考へていつて、そうして中小企業の助成育成についてできるだけ遺憾なきを期したい。かように考へております。

○春日委員 これは大臣に特に申し上げておきたいと思ふのであります。が、ひとりの金融を問はず、中小企業政策は、今あなたのおつしやつたやうなマーケットの造成とかなんとかいふことではなかなか解決ができないのであります。これはやはりそのものが持つ弱さ、これを財政政策を通じて認めてからなければならぬ問題であります。そのためには、やはり社会政策的な意味をも加味して政策が立てられなければなりません。結局信用が稀薄で金が借りられないものに対して借りていかれるようにしていくには、やはり政策的配慮が必要であるのであります。そこでわれわれが今考へられることは、今度の税制措置を通じて銀行預金が相当ふえるといふ見通しのようであります。さうして一般資金需要は減りつつあるといふのであります。さうすれば、こゝろの中小企業金融公庫や国民金融公庫の債券が発行されましかつ場合、銀行にそれを消化するさういふ力が次第に私はできてくると思ひわ

も従来は、中小企業といへば金融——金融もむろん大切なことであります。同時に、これは内外の市場についてマーケットを与えることをもう少し考へる、このマーケットに関連して、従来の間接制度が非常に中小企業には金融の面、物の動き、流通面において裨益しておる。これが終戦後全部やめさせられた。従つてこういふやうなところを、今は組合という形でいけると思ひますが、もう少し補強していく。こういふやうなこともあわせて考へていつて、そうして中小企業の助成育成についてできるだけ遺憾なきを期したい。かように考へております。

も従来は、中小企業といへば金融——金融もむろん大切なことであります。同時に、これは内外の市場についてマーケットを与えることをもう少し考へる、このマーケットに関連して、従来の間接制度が非常に中小企業には金融の面、物の動き、流通面において裨益しておる。これが終戦後全部やめさせられた。従つてこういふやうなところを、今は組合という形でいけると思ひますが、もう少し補強していく。こういふやうなこともあわせて考へていつて、そうして中小企業の助成育成についてできるだけ遺憾なきを期したい。かように考へております。

けであります。現在のそういうような資金をも、こういう政策金融の中に加えて導入していく、そうしてこうした社会保障政策的な中小企業金融に対して、そういう国の潜在する力を動員していくという事は、政策的に一つの着想であると思われ、政策の一つのいまして、財政投融資を通じて著しい、すなわち需要を満たすに足るだけの資金措置を講ずることができなければ、制度の問題として、国民金融公庫と中小企業金融公庫には、すべからずその法律を改正して、債券発行を可能ならしめ、みずから資金調達をして、そうしてともどもにこの政策金融が行えて、中小企業者や零細庶民の資金難の問題の解決がはかれるように工夫をこらすべきであると思われ、大臣はこの私の卓見に対してどういう見解をお持ちであるか、この機会にお伺いしたい。

○一萬田 国務大臣 お答えします。お考えもまさに一つのお考えと思われ、今申されたのは、大体社会政策的な中小企業金融ということをお考えになつておるやうであります。そうしてみると、社会政策的に融資をするといふふうな機関の発行する債券について民間で募るといふことになれば、これは私必ずしもそれを悪いと言ふのじゃありませんが、消化がなかなか容易でなく、自然にこれは政府保証という形でもとらなければならぬ。そうしますと、これは結局政府の財政資金においてそういう社会政策的な中小企業に対する融資、これは金融のカテゴリーに入るか、その辺の実際の境界は必ずかしらと思ひますが、そういうような資金は、やはり財政資金から出すべきでは

ないかというふうな考え方をいたしておるのであります。

○春日 委員 金を出すべきではあると思われ、しかし財政資金の中に余裕がないからそういう資金盛りがでない、こういうような場合、残された道は、市中資金をそういうような形に変えていくより方法がないと私は思うのであります。従いまして、問題は中小企業金融こそは金融ベース——コーポレート・ベースによつて明確にこれは割り切りたいものであつて、むしろ多分に社会政策的な意義を持つものである、その目的を持つものである。そこを考えたならば、債券発行の事柄はそんなにむずかしいとは思ひます。それに額も零細であり、貸し出しの最高額も大きなものではありませんが、大体そのデータによりまして、償還率もそんなに悪いものではない。貸し倒れの心配もそんなにない。ただ貸す金がないので貸せない。こういうようなケースに対して政府が必要を保証を与えるというやうなことは、これが国家の損失にならないといふことであるならば、その信用を最高度に使つていくことは何ら躊躇する必要のないことであると思われ、時間も迫つておりますから、この問題は大臣の十分なる御検討をわすれず、ここにいたしまして次に入ります。

税金の問題ですが、税金の問題は大部分論述されております、のみならずいろいろな意見やいろいろな分析が行われ、さらにそれに対する非難がいろいろと行われ、大臣の答弁といふものは、それから渡辺局長の答弁は、冒頭申しました通り、

ほんとうに贈答版で刷つたみたいない味もつけられないもので、しかもそれは自由党内閣当時と同じである。私は非常に遺憾に思つておられます。ただ一言、これは大臣がかわられてこれが変わったといふことを、一つだけやつてもらいたいと思つておられますが、それはすなわちお知らせ制度であります。平田長官がうしろでにこにこ笑つておられますが、大臣に一つぜひ申上つたいことは、今こつこつ徴税行政が行われておる。それは零細な業者たちの個人所得の何でありますか、それについてお知らせという制度が行われております。シャープ勧告によりまして税制の根本的な改革が行われまして、すべて徴税行政の民主化といふこととから、今までのような官債行政制度は根本的に改めらるべきである、そういう示唆に基いて現在の申告納税制度が始まつたと思つておられます。私の所得はこれだけだ、こつこつ納税者たちが申告をすべき建前になつておりますのに、平田国税庁長官はその法律を無視し隠匿いたしまして、次のやうな執行をいたしておる。それは本人が申告をしようと思つておられますが、先がけて、あなたの本年度の所得はこれである、こつこつ通達を行うのであり、たとえは本人が、私の所得は本年は三千万円と申告しようと考えておる。そうすると、そこへ

税務署からお知らせが参りまして、あなたの本年度の所得は五千万円であり、すなわち通知が来る。本人は非常に驚愕するのでありますけれども、しかしそれに対して、その通り申告をしないと、税務署から五人でも十人でも臨検をして、たんす、長持をひっ

かき回し、畳をひんまくらんばかりの大騒ぎをして、そうしてその額までは所得を把握するぞ、こつこつ威嚇とどろかつかつて泣く泣くそのお知らせの額を申告をしておるといふ現状であります。このお知らせ制度といふものは何ら法律に根拠がございませ

ん。過ぐる国会において平田国税庁長官に対して、こつこつ法律によらざるこころの執行は法律違反ではないか、だからこの制度は早くおやめなさい、あくまでも本人が自主的に申告すべきである、こつこつ注意と勧告を発したのではありませんか、保守反動の内閣に様をば平田長官は、われわれのこの正論に対して耳をふさいで、その執行を改めておられます。私は一萬田大臣に尋ねたいことは、これは平田長官に税金をとるために請負でまかしおるわけではない、法律に準じてその執行をのみゆだねておるのである、法律に規定をしていないところの徴税行政のあり方といふものは、私は法律違反であり職権乱用であると思つておりますが、大臣はこれに対してどういふやうな御見解をお持ちでありましようか。すなわち申告納税制度を法律で確定しております以上、その申告せんとする額を——うそであらうとインテキであらうと、それは後日の問題である。すなわちこの申告制度だけは法律に準拠して執行されなければならぬ、もしそれが弊害があるとするならば、法律を改正して、そのやうなお知らせ制度といふものは規制しなければならぬと思つておられます。こつこつ執行を行なつております国税庁の執行のあり方について、ど

のやうな御見解を大臣はお持ちであるか。すみやかにこれを改めて、法律の範囲内における執行に返す意思はないかどうか、この点明確なる御答弁を願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、横路委員長代理着席〕

○一萬田 国務大臣 ただいまのお知らせといふことは、納税者が確定申告をする場合の目安であると思つておられます。従いまして、これを押しつけてはならぬことと考へております。こつこつやうなことは、私の考へでは、納税者になるべく納税をしやういふやうに、便宜を与えようといふ趣旨からしておるものと私は思つております。しかしものも使用し、あるは年経るにつれてまた弊害が出るという点も考へてみなければならぬ。従いまして、私はいい点があれはなお研究しますが、これは弊害が多いというのなら全部やめた方がいい、しかし納税者によつては、こつこつものがあつた方が便利だといふ人があつたやうなところがある、よく調査いたします。

○春日 委員 それはまことに思つておるやうな答弁だと申さなければならぬ。本人が三千万で申告しようと思つておるときに、そのお知らせが、あなたは二十五万でよろしいとか、あるいは二十万でよろしいといふやうな事例が一つだにあれば、それはまことに納税者が便宜を受ける面もあるやうなものは、パーセンテージといふやうなものは、パーセンテージの中で一、二%も出れば参りません。本人が予定しておるその額よりもはるかに上回つて、水増ししてお知らせが

行われるのが現状でありまして、またそのためにこそお知らせという制度が現在とられておるのであります。私が特にこの点を強調したいのは、少くとも、かりに浅くともその納税者について調査が行われ、そうしてあなたの腹づもりは三十万のようではあるが、われわれがちょっと当ったところではこれはふえます、従つて調査の結果だといろいろのものをとられるので、この程度の申告はあやまちなくなすつた方がよい、こういうような経過をとられてお知らせであれば、また論議の余地もあるであります。ところが現在のお知らせ制度は、税務署がその営業について調査するなどというようなことは、門前へ立ち寄られたこともない、ただ単にこれはぼつとお知らせ——去年五十万であつた方はことは六十万、去年六十万であつた方は八十万、国の予算に相呼応して、それに逆算的につじつまを合せるような水増しの、天下りの、懲罰的課税が行われておるのであります。従いまして、今やこの申告納税制度というものは有名無実になつておるのであります。調査もしないで、まるでむちやくちやに国民所得がふえたからというので、個々の所得というものを調査することなく、そのお知らせを出されておる、しかもそれが機械的に出されておるといふところに問題があるのであります。決してあなたは、渡辺君あたりの悪知恵をとられることなく、そうして納税者にあなたが会われて、八百屋さんや、げた屋さんや、とうふ屋さんたちが、今年度どういふような形で税金を納めておるかというのを十分實際に即してあなたが学びとられて、この

お知らせ制度について、これが現在の法律に照らして違反であるならば、行き過ぎであるならば、すべからずみやかにこれを廃止して、法律の範囲内に立ち戻る、こういうことを強く要望いたしておきたいと思うのであります。

いろいろ伺いたいことがたくさんございまして、時間もかくのごとくでありますし、なおあなたに税金問題を言つたところで、カエルの頭に小便みたいで、てんで手ごたえもありません。従いまして、いづれこういうような問題は渡辺主税局長、平田昭税庁長官を相手に、さらに権威ある論述を行なうことにいたしました、このお知らせ制度だけは、一つあなたが大臣になられたおみやげに、ぜひ撤廃されることを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。さうなら。(笑聲)

○橋路委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十四日午前十時よりあへん特別会計法案について社会労働委員会と連合審査会を開き、また同日午後一時より地方道路税法案及び地方道路譲与税法案について地方行政委員会及び建設委員会と連合審査会を開くことといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時十五分散会